

ガンのみ補償特約付 医療総合保険
普通保険約款・特約集



アメリカンホーム保険
Member of AIG

このようなときは、下記にある各条のページをお読みください。

特約・特則がセットされている場合は、特約・特則部分もあわせてお読みください。ご不明な点につきましては、アメリカンホーム保険会社・代理店にご相談ください。

この保険を契約するとき	第 1 章	用語の定義条項 第1条 (用語・記号の意味の取り決め)	P.4
	第 4 章	通信販売に関する特則 第53条 (継続契約における保険料の取扱い)	P.13
ケガ・病気で入院したとき	第 2 章	補償条項 第2条 (保険金を支払う場合) ~ 第6条 (身体障害の取扱い)	P.5~
	第 3 章	基本条項 第30条 (入院を開始した場合の通知) ~ 第35条 (代位)	P.10~
保険契約の内容を変更するとき	第 3 章	基本条項 第9条 (保険料の払込み) 第10条 (保険料払込方法の変更) 第22条 (第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除) ~ 第24条 (保険契約内容の変更) 第29条 (保険料の変更)	P.7~
告知事項に変更や誤りがあるとき	第 3 章	基本条項 第13条 (告知義務) 第14条 (保険契約者等の住所変更) 第25条 (保険料の返還・請求—告知義務等の場合)	P.7~
保険契約が無効・失効・解除・取消となったとき	第 3 章	基本条項 第15条 (保険契約の無効) ~ 第21条 (保険契約解除の効力) 第26条 (保険料の返還—無効・失効の場合) ~ 第28条 (保険料の返還—解除の場合)	P.8~
	第 4 章	通信販売に関する特則 第48条 (保険料不払による保険契約の解除) 第51条 (保険料不払による継続契約の解除)	P.13
申込時の年齢に誤りがあるとき	第 3 章	基本条項 第11条 (契約年齢の計算) 第12条 (契約年齢・性別の誤りの処置)	P.7
保険契約者や指定代理人を変更するとき	第 3 章	基本条項 第37条 (保険契約者の変更) ~ 第41条 (保険金受取人による保険契約の存続)	P.11~
アメリカンホーム保険会社に対し、訴訟を提起するとき	第 3 章	基本条項 第42条 (訴訟の提起) 第43条 (準拠法)	P.12

◎補償内容のお問い合わせ、ご住所の変更など各種手続きの際には、弊社「ご契約者様サービスセンター」までご連絡ください。

ご契約者様サービスセンター 平日9:00～17:00(土・日・祝日を除く)のご連絡…… **☎ 0120-861-861**

◎保険金請求の際には、弊社「保険金請求受付センター」までご連絡ください。

保険金請求受付センター 24時間年中無休…… **☎ 0120-50-8955**

やっかん 普通保険約款・特約の構成

やっかん ガンのみ医療総合保険普通保険約款

第 1 章	用語の定義条項 第1条 (用語・記号の意味の取り決め)	P.4
第 2 章	補償条項 第2条 (保険金を支払う場合) 第3条 (保険金を支払わない場合) 第4条 (入院保険金の支払) 第5条 (身体障害の程度の決定) 第6条 (身体障害の取扱い)	P.5
第 3 章	基本条項 第7条 (保険責任の始め・終り) 第8条 (保険期間と支払責任の関係) 第9条 (保険料の払込み) 第10条 (保険料払込方法の変更) 第11条 (契約年齢の計算) 第12条 (契約年齢・性別の誤りの処置) 第13条 (告知義務) 第14条 (保険契約者等の住所変更) 第15条 (保険契約の無効) 第16条 (保険契約の失効) 第17条 (保険契約の取消し) 第18条 (保険契約者による保険契約の解除) 第19条 (重大事由による解除) 第20条 (補償対象者による保険契約の解除請求) 第21条 (保険契約解除の効力) 第22条 (保2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除) 第23条 (保険契約の復活) 第24条 (保険契約内容の変更) 第25条 (保険料の返還・請求-告知義務等の場合) 第26条 (保険料の返還-無効・失効の場合) 第27条 (保険料の返還-取消しの場合) 第28条 (保険料の返還-解除の場合) 第29条 (保険料の変更) 第30条 (入院を開始した場合の通知) 第31条 (保険金の請求) 第32条 (保険金の支払時期) 第33条 (アメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した診断書等の要求) 第34条 (時効) 第35条 (代位) 第36条 (保険金請求代理人の指定・変更) 第37条 (保険契約者の変更) 第38条 (保険契約者が複数の場合の取扱い) 第39条 (補償対象者が複数の場合の約款の適用) 第40条 (法令等の改正にともなう支払責任の変更) 第41条 (保険金受取人による保険契約の存続) 第42条 (訴訟の提起) 第43条 (準拠法)	P.6
第 4 章	通信販売に関する特則 第44条 (通信販売に関する特則) 第45条 (保険契約の申込み) 第46条 (保険料の払込方法) 第47条 (保険料不払により保険金を支払わない場合) 第48条 (保険料不払による保険契約の解除) 第49条 (保険契約の継続) 第50条 (継続契約の保険料不払により保険金を支払わない場合) 第51条 (保険料不払による継続契約の解除) 第52条 (継続契約に適用される特則・特約) 第53条 (継続契約における保険料の取扱い)	P.12

主として補償に関する特約

1. ガンのみ補償特約	P.16	7. 傷害死亡・後遺障害保険金支払特約	P.28
2. ガン退院一時金特約 (ガンのみ) ガン退院療養一時金支払特約 (ガンのみ補償特約用)	P.19	8. 地震・噴火・津波危険特約 (死亡・後遺) 地震・噴火・津波危険補償特約 (傷害死亡・後遺障害 保険金支払特約用)	P.33
3. ガン手術保険金支払特約	P.20	9. 個人賠償責任補償特約	P.33
4. ガン診断給付金支払特約	P.23	10. ガン手術保険金支払特約 (独立定額型)	P.38
5. 特定悪性新生物診断特約 (ガン診断) 特定悪性新生物診断給付金追加支払特約 (ガン診断給付金支払特約用)	P.27	11. 抗がん剤等治療保険金支払特約	P.42
6. 悪性新生物診断特約 (ガン診断) 悪性新生物診断給付金の支払に関する特約 (ガン診断給付金支払特約用)	P.27		

その他の特約

12. 家族特約	P.46	18. 訴訟の提起に関する特約	P.48
13. 夫婦特約 (家族特約用)	P.47	19. 死亡保険金受取人に関する特約	P.48
14. 配偶者補償対象外特約 (家族特約用)	P.47	20. 共同保険に関する特約	P.49
15. 家族の補償範囲に関する特約 (家族特約用)	P.48	21. 保険料クレジットカード払特約	P.49
16. 無事故戻し特約	P.48	22. 返還保険料の不精算に関する特約	P.50
17. 無事故戻し特約 (II型)	P.48		

※この契約に適用される特約は、保険証券の「特則・特約」欄に記載されています。保険証券の「特約」欄に略称で表示されている場合、その特約の正式名称は上記の通りです。ご確認ください。

上段：略称
下段：特約名称

やっかん 医療総合保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者（補償対象者）がケガ・病気をこうむったことを直接の原因として、その治療のために入院した場合に、所定の入院保険金を支払うことを内容としています。

第1章 用語の定義条項

第1条（用語・記号の意味の取り決め）

この約款において、次の用語・記号の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語・記号	意味
アメリカンホーム保険会社	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社をいいます。
医学上重要な関係	病名が異なっても、医学上特に関係のあるものをいい、例えば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。
医学的他覚所見	理学的検査・神経学的検査・臨床検査・画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医療総合保険契約	医療総合保険普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
危険	身体障害の発生の可能性をいいます。
継続契約	医療総合保険契約の保険期間の終わる日（注）を保険期間の初日とする医療総合保険契約をいいます。 （注）その医療総合保険契約が終わる日より前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
契約意思の表示	保険契約の申込みの意思の表示をいいます。
契約年齢	保険期間（注）の初日における補償対象者の年齢をいいます。 （注）継続契約については、継続契約の保険期間をいいます。
ケガ	補償対象者が日本国内・国外において急激で偶然な外来の事故によってこうむったケガのうち事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を開始したものをいい、このケガには体の外部から有毒ガス・有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収・摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、継続的に吸入・吸収・摂取した結果生ずる中毒症状、細菌性食中毒・ウイルス性食中毒は病氣とします。
公的医療保険制度	次の①～⑦のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

用語・記号	意味
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、アメリカンホーム保険会社が告知を求めた保険契約申込書（注1）に書かれた事項をいいます。（注2） （注1）承認請求書を含みます。 （注2）他の保険契約等に関する事項を含みます。
債権者等	差押債権者・破産管財人・その他の保険契約者・アメリカンホーム保険会社以外の者で保険契約の解除をすることができる者をいいます。
再入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念する状態がやんだ後、同じ身体障害の治療のために再び入院することをいいます。
指定代理人	保険契約者が、補償対象者の同意を得て指定する保険金請求代理人のことをいいます。
自動車等	自動車・原動機付自転車をいいます。
承認請求書	保険契約の復活を請求する書類・保険契約の条件の変更を請求する書類をいいます。
初度契約	継続契約以外の医療総合保険契約をいいます。
身体障害（ケガ・病氣）をこうむった時	① ケガについては、ケガの原因となった事故発生の時 ② 病氣については、補償対象者以外の医師の診断による発病の時
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約・共済契約をいいます。
治療	医師による治療・柔道整復師による施術をいいます。ただし、補償対象者が医師・柔道整復師である場合は、補償対象者以外の医師・柔道整復師による治療をいいます。
転入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念する状態がやむ前に、入院中の病院等から他の病院等に移り、再び入院することをいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券に書かれている入院保険金日額をいいます。
発病	補償対象者以外の医師の診断による発病をいいます。
払込期日	保険証券に書かれている保険料の払込期日をいいます。
引受承諾書	引受けに関して承諾を記した書類をいいます。

用語・記号	意味
病院等	次の①～④のいずれかにあてはまるものをいいます。ただし、①・②については、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護療養型医療施設を除きます。 ① 医療法（昭和23年法律第205号）に定める日本国内にある病院 ② 医療法に定める日本国内にある患者を収容する施設を有する診療所 ③ 四肢における骨折・脱臼・捻挫・打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に定める施術所に収容された場合には、その施術所 ④ ①～③の病院・診療所・施術所と同等の日本国外にある医療施設
病気	補償対象者がこうむったケガ以外の身体障害をいいます。
保険期間	保険証券に書かれている保険期間（注）をいいます。 （注）保険期間の途中で保険契約の条件の変更をする場合には、変更がなされた部分について、保険契約の条件の変更がなされた時以後の保険期間とします。
保険金	入院保険金をいいます。
保険金額	保険証券に書かれている保険金額をいいます。
保険証券	保険証券・保険証券に代わる書面（注）をいいます。 （注）これらに添付する書類を含みます。
保険料払込方法	保険証券に書かれている保険料払込方法をいいます。
補償対象者	保険証券に書かれている被保険者をいいます。
「療養の給付」等	公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用・「療養費」・「家族療養費」・「保険外併用療養費」・「入院時食事療養費」・「移送費」・「家族移送費」をいいます。
わざとまたはこれに準じた重大な不注意	故意または重大な過失をいい、通常的不注意等では説明し得ない行為（注）をいいます。 （注）あえて積極的な行為をしないこと（不作為）を含みます。
～	この記号の前・後に、範囲の始め・終りをそれぞれ示します。例えば「①～③」とあるのは「①から③まで」のことをいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

アメリカンホーム保険会社は、補償対象者がこうむったケガ・病気（注）に対して、この約款に従い保険金を支払います。
（注）あわせて「身体障害」といいます。この後同様とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

- （1）アメリカンホーム保険会社は、次の①～③のいずれかにあてはまる場合は、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または補償対象者のわざとまたはこれに準じた重大な不注意によってこうむった身体障害
 - ② 保険金を受け取るべき者（注2）のわざとまたはこれに準じた重大な不注意によってこうむった身体障害。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 補償対象者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為によってこうむった身体障害

- ④ 補償対象者の麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・シンナー等の使用によってこうむった身体障害。ただし、治療を目的として医師が用いた場合には、保険金を支払います。
 - ⑤ 補償対象者のアルコール依存・薬物依存・薬物乱用またはこれらによってこうむった身体障害。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合には、保険金を支払います。
 - ⑥ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他これらに類似の事変・暴動（注3）によってこうむった身体障害
 - ⑦ 核燃料物質（注4）・核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性・爆発性・その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によってこうむった身体障害
 - ⑧ ⑥・⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故によってこうむった身体障害
 - ⑨ ⑦以外の放射線照射・放射能汚染によってこうむった身体障害
 - ⑩ 頸部症候群（注6）・腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
 - ⑪ 補償対象者の先天性異常
 - ⑫ 補償対象者の妊娠・出産・不妊治療。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる妊娠・出産・不妊治療については、保険金を支払います。
 - ⑬ 補償対象者の眼の屈折異常・調節異常（注7）。ただし、他の身体障害が原因となるものについては保険金を支払います。
（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注4）使用済燃料を含みます。
（注5）原子核分裂生成物を含みます。
（注6）いわゆる「むちうち症」をいいます。
（注7）いわゆる「近視・遠視・乱視・老眼」をいいます。
- （2）アメリカンホーム保険会社は、次の①～③のいずれかにあてはまるケガに対しては、保険金を支払いません。
- ① 補償対象者が法令に定められた運転資格（注1）を持たないで自動車等を運転している間に生じた事故によるケガ
 - ② 酒に酔った状態（注2）で自動車等を運転している間に生じた事故によるケガ
 - ③ 精神および行動の障害（注3）をこうむり、これを原因として生じたケガ
（注1）運転する地における法令によるものをいいます。
（注2）アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
（注3）具体的には、別表1の身体障害をいいます。
- （3）次の①～③のいずれかにあてはまる場合に、保険契約者または補償対象者がわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、告知事項について、アメリカンホーム保険会社に知っている本当のことを告げなかったときまたは本当でないことを告げたときは、アメリカンホーム保険会社は、その告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことを直接の原因として発生した身体障害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険期間の開始日より前にこうむった身体障害を直接の原因として、保険期間の開始日からその日を含めて2年を経過した後に第4条（入院保険金の支払）（1）の入院を開始した場合は、保険期間の開始日以後の原因によるものとみなして保険金を支払います。
- ① 保険契約の締結をする場合
 - ② 保険契約の復活をする場合
 - ③ 保険契約の条件の変更（注）をする場合

(注) 変更により支払われる保険金に限りです。

- (4) (3) の場合において、補償対象者が身体障害をこうむる前に、保険契約者・補償対象者が告知事項の訂正をアメリカンホーム保険会社に書面により申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認したときは、保険金を支払います。
- (5) アメリカンホーム保険会社は、美容上の処置のみを目的とする入院に対しては保険金を支払いません。ただし、これらの原因が身体障害による場合には、保険金を支払います。

第4条 (入院保険金の支払)

- (1) アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が身体障害をこうむったことを直接の原因として、その治療のために保険期間中に開始した入院が保険証券に書かれている入院日数以上継続した場合は、その期間に対し、入院保険金を補償対象者に支払います。
- (2) (1) の入院保険金は、次の算式によって算出した額とします。

入院保険金日額 × (1) の入院日数 = 入院保険金の額

- (3) アメリカンホーム保険会社が支払う(1)・(2)の入院保険金は、補償対象者がこうむった身体障害に応じて、それぞれ次の①・②に定める入院保険金とします。

- ① 補償対象者がこうむった身体障害がケガである場合は、ケガ入院保険金
- ② 補償対象者がこうむった身体障害が病気である場合は、病氣入院保険金

- (4) (1) の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (5) (1)～(4)の入院保険金を支払う日数は、それぞれ次の①・②の日数を限度とします。

- ① 入院1回あたりの支払限度については、保険証券に書かれている支払限度日数
- ② 保険期間(注)中の入院の支払限度については、保険証券に書かれている通算支払限度日数
- (注) この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。

- (6) この保険契約に補償対象者の範囲を定める他の特約が付帯されている場合には、(5)の規定はその特約に定める補償対象者ごとに適用します。

- (7) 補償対象者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる身体障害をこうむった場合においても、アメリカンホーム保険会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

- (8) 同じ身体障害による入院については、補償対象者が転入院・再入院した場合であっても1回の入院とみなします。ただし、その転入院・再入院が保険期間(注)中に開始した場合に限りです。

(注) この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。

- (9) この保険契約が継続契約である場合において、補償対象者が身体障害をこうむった時が、この保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、この保険契約の支払条件により算出された入院保険金の額と、身体障害をこうむった時の保険契約の支払条件により算出された入院保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

- (10) 保険契約者は、普通保険約款・特約で補償対象者に支払うと定められた保険金について、その受取人を補償対象者以外の者とすること・変更することはできません。

第5条 (身体障害の程度の決定)

- (1) 保険金支払の対象とならない身体障害(注)の影響によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が悪くなった場合は、アメリカンホーム保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(注) 第3条(保険金を支払わない場合)・第7条(保険責任の始め・終り)(3)～(5)・第8条(保険期間と支払責任の関係)(2)・(3)のいずれかにあてはまる身体障害をいいます。

- (2) 正当な理由がないのに、補償対象者が必要な治療を受けなかったり、または、保険契約者・保険金を受け取るべき者(注)が必要な治療をさせなかったために、保険金を支払うべき身体障害の程度が悪くなった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

(注) 保険契約者・保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

- (3) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者(注)のわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、身体障害の程度が悪くなった場合も、(1)・(2)と同様の方法で支払います。

(注) 保険契約者・保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第6条 (身体障害の取扱い)

- (1) 次の①～⑤のいずれかにあてはまる場合は、後の身体障害は前の身体障害と同じ身体障害とみなし、第4条(入院保険金の支払)(1)～(4)の規定を適用します。

- ① 転入院・再入院した場合
- ② 補償対象者がケガをこうむった場合において、そのケガの原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、その事故によりこうむった他のケガを原因として入院したとき。
- ③ 補償対象者が病気をこうむった場合において、その病気の治療のための入院を開始した時に他の病気を併発していたとき。
- ④ 補償対象者が病気をこうむった場合において、その病気の治療のための入院期間中に新たに他の病気をこうむったとき。
- ⑤ 補償対象者が病気をこうむった場合において、その病気の治療のための第4条(1)の入院保険金が支払われるべき入院が終了した後、他の病気の治療のために入院し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった病気が同じまたは医学上重要な関係があると補償対象者以外の医師が認めたとき。

- (2) (1)の規定にかかわらず、身体障害の治療のため入院した場合で、その入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以後に再びその身体障害に関する入院治療が必要となったときは、後の身体障害は前の身体障害とは異なった身体障害とみなします。

第3章 基本条項

第7条 (保険責任の始め・終り)

- (1) アメリカンホーム保険会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (注) 保険証券にこれと異なる時刻が書かれている場合はその時刻をいいます。

- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、この保険契約の保険期間の開始時から、一時払保険料・第1回保険料を領収した時までの期間中にこうむった身体障害については保険金を支払いません。

- (4) 保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、この保険契約の保険期間の開始時から、一時払保険料・第1回保険料を領収した時までの期間中に開始した第4条（入院保険金の支払）（1）の入院については、保険金を支払いません。
- (5) 保険期間が始まった後でも、補償対象者が身体障害をこうむった時が、その身体障害をこうむった時の医療総合保険契約の保険期間の開始時から、その医療総合保険契約の一時払保険料・第1回保険料を領収した時までの期間中であつた場合は、アメリカンホーム保険会社は、その身体障害によってその医療総合保険契約の継続契約の保険期間中に開始した第4条（入院保険金の支払）（1）の入院については、保険金を支払いません。

第8条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が保険期間中に第4条（入院保険金の支払）（1）の入院を開始した場合に限り、保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初度契約である場合において、身体障害をこうむった時が保険期間の開始日より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、身体障害をこうむった時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。
- (4) 補償対象者がこの保険契約の保険期間中に入院を開始し、その入院が継続している時にこの保険契約が満了した場合は、アメリカンホーム保険会社は、その継続している入院を保険期間中の入院とみなして第4条（入院保険金の支払）（1）の規定を適用します。
- (5) (2)・(3)の規定にかかわらず、保険期間の開始時（注）より前にこうむった身体障害を直接の原因として、保険期間の開始日からその日を含めて2年を経過した後に第4条（入院保険金の支払）（1）の入院を開始した場合は、保険期間の開始日以後にこうむった身体障害とみなします。
（注）この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた最初の保険期間の開始時をいいます。
- (6) (2)・(3)の規定にかかわらず、保険契約の保険期間の開始時（注1）より前に発病した病気を直接の原因として第4条（入院保険金の支払）に定める保険金の支払事由にあてはまった場合は、次の①・②のとおりとします。
- ① 保険契約締結（注2）の際に、アメリカンホーム保険会社が、告知等により知っていたその病気に関する本当のことをもとに承諾した場合には、その承諾した範囲内で保険金を支払います。ただし、本当のことの一部が告知されなかったことにより、その病気に関する本当のことをアメリカンホーム保険会社が正確に知ることができなかった場合は、保険金を支払いません。
- ② その病気について、この保険契約の保険期間の開始日より前に、補償対象者が補償対象者以外の医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、保険金を支払います。ただし、その病気による症状について保険契約者・補償対象者の少なくともどちらかが認識または自覚していた場合は、保険金を支払いません。
（注1）この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた最初の保険期間の開始時をいいます。
（注2）保険契約の復活・保険契約の条件の変更を含みます。

第9条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に一時払保険料・第1回保険料を払い込み、第2回以後の保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2) アメリカンホーム保険会社が保険金を支払う場合におい

て、第4条（入院保険金の支払）（1）の入院を開始した日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払込保険料があるときは、アメリカンホーム保険会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当することができるものとします。

第10条（保険料払込方法の変更）

保険契約者は、アメリカンホーム保険会社が承認した場合に限り、保険料払込方法を変更することができます。

第11条（契約年齢の計算）

この保険契約の契約年齢は、保険期間の開始時における満年齢で計算します。

第12条（契約年齢・性別の誤りの処置）

- (1) 保険契約申込書・引受承諾書・保険証券に書かれている補償対象者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の方法で処置します。
- ① 実際の契約年齢がアメリカンホーム保険会社の定める契約年齢の範囲外であった場合には、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料の全額を保険契約者に返還します。
- ② 実際の契約年齢がアメリカンホーム保険会社の定める契約年齢の範囲内であった場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還・請求します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以後到来する払込期日の保険料を変更します。
- (2) 保険契約申込書・引受承諾書・保険証券に書かれている補償対象者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険契約を締結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料が正しい性別に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還・請求します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以後到来する払込期日の保険料を変更します。
- (3) (1)・(2)の規定により追加保険料を請求する場合において、次の①・②のどちらかにあてはまったときは、アメリカンホーム保険会社は、誤った契約年齢・性別に基づいた保険料の正しい契約年齢・性別に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- ① 追加保険料の領収前に、身体障害をこうむった場合
- ② 追加保険料の領収前に、第4条（入院保険金の支払）（1）の入院を開始した場合

第13条（告知義務）

- (1) 保険契約者・補償対象者になる者は、保険契約締結（注）の際、告知事項について、アメリカンホーム保険会社に本当のことを正確に告げなければなりません。
（注）保険契約の復活・保険契約の条件の変更を含みます。
- (2) 保険契約締結（注1）の際、保険契約者・補償対象者がわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、告知事項について、アメリカンホーム保険会社に本当のことを告げなかった場合または本当でないことを告げた場合は、アメリカンホーム保険会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます（注2）。
（注1）保険契約の復活・保険契約の条件の変更を含みます。
（注2）保険契約の条件の変更の場合には、変更した部分に限りです。
- (3) (2)の規定は、次の①～④のいずれかにあてはまる場合には適用しません。
- ① (2)に規定する告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことがなくなった場合
- ② アメリカンホーム保険会社が保険契約締結（注1）の際、(2)に規定する告げなかった本当のこともしくは告げた本当でないことを知っていた場合または不注意によってこれを知らなかった場合（注2）

③ 保険契約者・補償対象者が、補償対象者が身体障害をこうむる前に、告知事項につき、書面をもって訂正をアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認した場合。なお、アメリカンホーム保険会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事項が、保険契約締結（注1）の際にアメリカンホーム保険会社に告げられていたとしても、アメリカンホーム保険会社が保険契約を締結（注1）していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ アメリカンホーム保険会社が（2）に規定する告げなかった本当のこともしくは告げた本当でないことを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結（注1）時から2年を経過した場合。ただし、保険期間の開始日から2年以内に、次のどちらかにあてはまる場合は、解除できるものとします（注3）。

ア. アメリカンホーム保険会社が保険金を支払う損害等が生じた場合。

イ. （2）に規定する告げなかった本当のこともしくは告げた本当でないことを原因としたケガ・病気の治療を受けた場合、またはその病気と医学上重要な関係のある病気の治療を受けた場合。

（注1）保険契約の復活・保険契約の条件の変更を含みます。

（注2）アメリカンホーム保険会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、本当のことを告げないことを妨げた場合または本当のことを告げないこともしくは本当でないことを告げないことを勧めた場合を含みます。

（注3）保険契約の条件の変更の場合には、変更した部分に限りです。

（4）（2）の規定による解除が第4条（入院保険金の支払）（1）の入院を開始した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。

（5）（4）の規定は、（2）に規定する告げなかった本当のこともしくは告げた本当でないことに基づかず発生した身体障害については適用しません。

（6）保険契約締結（注）の際、アメリカンホーム保険会社は、事実の調査を行い、また、補償対象者に対してアメリカンホーム保険会社の指定する医師の診断を求めることができます。

（注）保険契約の復活・保険契約の条件の変更を含みます。

（7）（6）の規定による診断のために要した費用（注）は、アメリカンホーム保険会社が負担します。

（注）収入の喪失を含みません。

第14条（保険契約者等の住所変更）

保険契約者・補償対象者が保険証券に書かれている住所・通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、そのことをアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。

第15条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的・第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、保険契約は無効とします。

第16条（保険契約の失効）

（1）保険契約締結の後、補償対象者が死亡した場合には、保険契約は失効します。

（2）補償対象者が死亡した場合は、保険契約者は、遅滞なく、そのことをアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。

第17条（保険契約の取消し）

保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者の詐欺・強迫によってアメリカンホーム保険会社が保険契約を締結し

た場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、アメリカンホーム保険会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第19条（重大事由による解除）

（1）アメリカンホーム保険会社は、次の①～⑤のいずれかにあてはまる事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、アメリカンホーム保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガ、病気その他の身体障害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 補償対象者・保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のア～オのいずれかにあてはまること。

ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、補償対象者にかかる保険金額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ①～④のほか、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、①～④の事由がある場合と同程度にアメリカンホーム保険会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（2）アメリカンホーム保険会社は、次のいずれかにあてはまる事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

① 補償対象者が、（1）③ア～ウ・オのいずれかにあてはまること。

② 補償対象者に生じたケガ、病気その他の身体障害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、（1）③ア～オのいずれかにあてはまること。

（注）その補償対象者にかかる部分に限りです。

（3）（1）・（2）の規定による解除が第4条（入院保険金の支払）（1）の入院（注1）を開始した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①～⑤の事由または（2）①・②の事由が生じた時から解除がなされた時まで開始した入院（注1）に対しては、アメリカンホーム保険会社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、すでに保険金（注2）を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。

（注1）（2）の規定による解除がなされた場合には、その補償対象者の入院をいいます。

（注2）（2）②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、（1）③ア～オのいずれかにあてはまる者の受け取るべき金額に限りです。

第20条（補償対象者による保険契約の解除請求）

（1）補償対象者が保険契約者以外の者である場合において、

次の①～⑥のいずれかにあてはまるときは、その補償対象者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約（注）の補償対象者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者・保険金を受け取るべき者に、第19条（重大事由による解除）（1）①・②にあてはまる行為のどちらかがあった場合
 - ③ 保険契約者・保険金を受け取るべき者が、第19条（1）③ア～オのいずれかにあてはまる場合
 - ④ 第19条（1）④に規定する事由が生じた場合
 - ⑤ ②～④のほか、保険契約者・保険金を受け取るべき者が、②～④の場合と同程度に補償対象者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥ 保険契約者と補償対象者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の補償対象者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合（注）その補償対象者にかかる部分に限ります。
- (2) 保険契約者は、(1) ①～⑥の事由がある場合において補償対象者から(1)に規定する解除請求があったときは、アメリカンホーム保険会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。（注）その補償対象者にかかる部分に限ります。
- (3) (1) ①の事由のある場合は、その補償対象者は、アメリカンホーム保険会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証券・補償対象者であることを証する書類の提出があった場合に限り、(注) その補償対象者にかかる部分に限ります。
- (4) (3)の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、アメリカンホーム保険会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、そのことを書面により通知するものとします。（注）その補償対象者にかかる部分に限ります。

第21条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第22条（第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除）

- (1) 第9条（保険料の払込み）（1）の規定にかかわらず、第2回以後の保険料の払込みについては、払込期日のある月の翌月末日までを猶予期間とします。
- (2) (1)の保険料が猶予期間内に払い込まれない場合は、アメリカンホーム保険会社は、保険契約を猶予期間の満了日の翌日から解除することができます。
- (3) (2)の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、猶予期間の満了日の翌日から将来に向かってのみ生じます。

第23条（保険契約の復活）

- (1) 保険契約が第22条（第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除）（2）の規定により解除された日からその日を含めて3か月以内は、保険契約者は、保険契約の復活を請求することができます。ただし、第28条（保険料の返還－解除の場合）（6）により保険料が返還された後は、復活を請求することはできません。
- (2) アメリカンホーム保険会社が保険契約の復活を承認した場合は、保険契約者は、指定日（注）までに払込期日が到来している未払込保険料を一括して払い込むものとします。ただし、アメリカンホーム保険会社は所定の利率により計算した利息を請求することがあります。（注）アメリカンホーム保険会社の指定する日をいいます。
- (3) (2)の未払込保険料が指定日（注）までに払い込まれなかった場合には、保険契約は復活しなかったものとします。（注）アメリカンホーム保険会社の指定する日をいいます。
- (4) 保険契約が復活した場合であっても、アメリカンホーム

保険会社は、次の①・②のどちらかにあてはまったときは、保険金を支払いません。

- ① 第22条（第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除）（2）の規定により解除された日から（2）の保険契約の復活を承認する前に、身体障害をこうむったとき。
- ② 第22条（第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除）（2）の規定により解除された日から（2）の保険契約の復活を承認する前に、第4条（入院保険金の支払）（1）の入院を開始したとき。

第24条（保険契約内容の変更）

保険契約者は、アメリカンホーム保険会社が承認した場合に限り、保険証券に書かれている保険契約内容を変更することができます。

第25条（保険料の返還・請求－告知義務等の場合）

- (1) 第13条（告知義務）（3）③の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、すでに払い込まれた保険料について、アメリカンホーム保険会社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還・請求します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以後到来する払込期日の保険料を変更します。
- (2) アメリカンホーム保険会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払をしなかった場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。（注）アメリカンホーム保険会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り、(注) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。
- (4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更をアメリカンホーム保険会社に通知し、承認の請求を行い、アメリカンホーム保険会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、アメリカンホーム保険会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還・請求します。
- (5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、アメリカンホーム保険会社の請求に対して、保険契約者がその支払をしなかったときは、アメリカンホーム保険会社は、追加保険料領収前にこうむった身体障害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款・特約に従い、保険金を支払います。

第26条（保険料の返還－無効・失効の場合）

- (1) 保険契約が無効の場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第15条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効した場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険料を返還しません。ただし、保険契約締結の後、保険期間が開始する前に保険契約が失効した場合には、全額を返還します。

第27条（保険料の返還－取消しの場合）

第17条（保険契約の取消し）の規定により、アメリカンホーム保険会社が保険契約を取り消した場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険料を返還しません。

第28条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第13条（告知義務）（2）・第19条（重大事由による解除）（1）・第25条（保険料の返還・請求－告知義務等の場合）

- (2)の規定により、アメリカンホーム保険会社が保険契約を解除した場合には、アメリカンホーム保険会社は別表2により計算した額を返還します。
- (2)第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合（注）には、アメリカンホーム保険会社は別表2により計算した額を返還します。
- （注）第41条（保険金受取人による保険契約の存続）の規定により、債権者等が保険契約を解除した場合を含みます。
- (3)第19条（重大事由による解除）（2）の規定により、アメリカンホーム保険会社がこの保険契約（注）を解除した場合には、アメリカンホーム保険会社は別表2により計算した額を返還します。
- （注）その補償対象者にかかる部分に限ります。
- (4)第20条（補償対象者による保険契約の解除請求）（2）の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、アメリカンホーム保険会社は別表2により計算した額を返還します。
- （注）その補償対象者にかかる部分に限ります。
- (5)第20条（補償対象者による保険契約の解除請求）（3）の規定により、補償対象者がこの保険契約（注）を解除した場合には、アメリカンホーム保険会社は別表2により計算した額を保険契約者に返還します。
- （注）その補償対象者にかかる部分に限ります。
- (6)第22条（第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除）（2）の規定により、アメリカンホーム保険会社が保険契約を解除した場合には、アメリカンホーム保険会社は別表2により計算した額を返還します。
- (7)（1）～（6）の場合において、アメリカンホーム保険会社は解除日における補償対象者の生存を証明する書類を求めることができます。
- (8)（1）～（6）の規定にかかわらず、保険契約者が（7）の書類を提出しなかった場合には、アメリカンホーム保険会社は保険料を返還しません。

第29条（保険料の変更）

第24条（保険契約内容の変更）の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときで、保険料払込方法が一時払以外のときには、以後到来する払込期日の保険料を変更します。

第30条（入院を開始した場合の通知）

- (1)補償対象者が第4条（入院保険金の支払）（1）の入院を開始した場合は、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、補償対象者が入院を開始した日からその日を含めて30日以内に、身体障害の内容・入院の状況等についてアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。この場合において、アメリカンホーム保険会社が書面による通知・説明を求めたときまたは補償対象者の診断書（注）・死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- （注）柔道整復師の施術証明書を含みます。
- (2)保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、またはその通知・説明について知っている本当のことを告げなかった場合もしくは本当でないことを告げた場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第31条（保険金の請求）

- (1)アメリカンホーム保険会社に対する保険金請求権は、補償対象者が第4条（入院保険金の支払）（1）の入院を終了した時または第4条（1）の入院について第4条（5）①・②の支払限度日数が経過した時のうちいずれか早い時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2)第4条（入院保険金の支払）（1）の入院が1か月以上

継続する場合には、補償対象者・保険金を受け取るべき者は、アメリカンホーム保険会社に対し保険金の内払を請求することができます。

- (3)補償対象者・保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑪の書類のうちアメリカンホーム保険会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ アメリカンホーム保険会社の定める身体障害状況報告書
 - ④ 公の機関（注）の事故証明書
 - ⑤ 補償対象者・保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
 - ⑥ 補償対象者以外の医師によるアメリカンホーム保険会社の定める診断書
 - ⑦ 入院日数・通院日数が書かれている病院等の証明書類
 - ⑧ アメリカンホーム保険会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
 - ⑨ 補償対象者が死亡した場合には、死亡診断書・死体検案書のどちらか
 - ⑩ 保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類・委任を受けた者の印鑑証明書
 - ⑪ その他アメリカンホーム保険会社が第32条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類・証拠として保険契約締結の際にアメリカンホーム保険会社が交付する書面等において定めたもの
- （注）やむを得ない場合には、第三者をいいます。
- (4)補償対象者に保険金を請求できない事情がある場合には、指定代理人がその事情を示す書類をもってそのことをアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社の承認を得たうえで、補償対象者の代理人として保険金を請求することができます。
- (5)次の①～③のすべてにあてはまる場合は、以下のア～ウのいずれかの者が、その事情を示す書類をもってそのことをアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社の承認を得たうえで、補償対象者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 補償対象者に保険金を請求できない事情がある場合
 - ② 指定代理人がない場合（注1）・指定代理人に保険金を請求できない事情がある場合
 - ③ 補償対象者・保険金を受け取るべき者の代理人がない場合または補償対象者・保険金を受け取るべき者の代理人に保険金を請求できない事情がある場合
- | | |
|----|---|
| ア. | 補償対象者と同居・生計を共にする配偶者（注2） |
| イ. | アに規定する者がいない場合・アに規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、補償対象者と同居・生計を共にする3親等内の親族 |
| ウ. | ア・イに規定する者がいない場合またはア・イに規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、ア以外の配偶者（注2）・イ以外の3親等内の親族 |
- （注1）指定していない場合を含みます。
- （注2）法律上の配偶者に限ります。
- (6)（4）・（5）の規定による補償対象者の代理人からの保険金の請求に対して、アメリカンホーム保険会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。
- (7)アメリカンホーム保険会社は、身体障害の内容・入院の状況等に応じ、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して、（3）の書類以外の書類・証拠の提出またはアメリカンホーム保険会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、アメリカンホーム保険会社が求めた書類・証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (8)保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（7）の規定に違反した場合または（3）～（5）・（7）の書類に知っている本当のことを書かなか

た場合もしくは本当でないことを書いた場合、もしくはその書類・証拠を偽造・変造した場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第32条（保険金の支払時期）

(1) アメリカンホーム保険会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、アメリカンホーム保険会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、身体障害の原因・身体障害発生の状況・身体障害発生の有無・補償対象者にあてはまる事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由にあてはまる事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、身体障害の程度・事故と身体障害との関係・こうむった身体障害と他の身体障害との関係・治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除・無効・失効・取消しの事由にあてはまる事実の有無
- （注）補償対象者・保険金を受け取るべき者が第31条（保険金の請求）（3）～（5）の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1) の確認をするため、次の特別な照会・調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、アメリカンホーム保険会社は、確認が必要な事項・その確認を終えるべき時期を補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1) ①～④の事項を確認するための、警察・検察・消防・その他の公の機関による捜査・調査の照会（注3） 180日
- ② (1) ①～④の事項を確認するための、医療機関・検査機関・その他の専門機関による診断・鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①～④の事項の確認のための調査 60日
- ④ (1) ①～④の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）補償対象者・保険金を受け取るべき者が第31条（保険金の請求）（3）～（5）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数にあてはまる場合は、そのうち最長の日数をいいます。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)・(2) の必要な事項の確認に際し、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2) の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1)・(2) の規定による保険金の支払は、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者とアメリカンホーム保険会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第33条（アメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) アメリカンホーム保険会社は、第30条（入院を開始した場合の通知）の規定による通知・第31条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、身体障害の程度の認定・その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対しアメリ

カンホーム保険会社の指定する医師が作成した補償対象者の診断書・死体検案書の提出を求めることができます。また、補償対象者の身体障害の症状・治療内容等について、アメリカンホーム保険会社は、その診断を行った医師・病院等に対して直接確認を行い説明を求めることができます。

(2) (1) の規定による診断・死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、アメリカンホーム保険会社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）収入の喪失を含みません。

第34条（時効）

保険金請求権は、第31条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第35条（代位）

アメリカンホーム保険会社が保険金を支払った場合であっても、補償対象者・その法定相続人がその身体障害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、アメリカンホーム保険会社に移転しません。

第36条（保険金請求代理人の指定・変更）

(1) 保険契約者は、指定代理人を指定することができます。

(2) 指定代理人を指定した後、保険契約者は、補償対象者の同意を得て指定代理人を変更することができます。

(3) (1)・(2) の規定による指定代理人の指定・変更を行う場合には、保険契約者は、そのことをアメリカンホーム保険会社に書面により申し出て、承認を請求しなければなりません。

(4) (3) の規定による申出をアメリカンホーム保険会社が承認する前にアメリカンホーム保険会社に変更前の指定代理人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。

(5) (1)・(2) の規定による指定代理人の指定・変更について、補償対象者の同意がない場合は、その指定・変更は無効となります。

第37条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、アメリカンホーム保険会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款・特約に関する権利・義務を第三者に移転させることができます。

(2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者はそのことをアメリカンホーム保険会社に書面により申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款・特約に関する権利・義務が移転するものとします。

第38条（保険契約者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、アメリカンホーム保険会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

(2) (1) の代表者が定まらない場合・その所在がわからない場合には、保険契約者の中の1名に対して行うアメリカンホーム保険会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款・特約に関する義務を負うものとします。

第39条（補償対象者が複数の場合の約款の適用）

補償対象者が2名以上である場合は、それぞれの補償対象者ごとにこの約款の規定を適用します。

第40条（法令等の改正にともなう支払責任の変更）

- (1) アメリカンホーム保険会社は、公的医療保険制度に定める法令・その他関連する法令等が改正された場合、特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの保険契約の支払責任を変更することがあります。
- (2) (1)の規定によりこの保険契約の支払責任を変更する場合は、支払責任変更日（注）の2か月前までに保険契約者にそのことを通知します。
（注）アメリカンホーム保険会社の定める日をいいます。
- (3) (2)の通知を受けた保険契約者は、支払責任変更日（注）の2週間前までに次の①・②のどちらかの方法を指定するものとします。
 - ① 支払責任変更日（注）からこの保険契約の支払責任を変更する方法
 - ② 支払責任変更日（注）の前日に解除する方法
（注）アメリカンホーム保険会社の定める日をいいます。
- (4) (3)の指定がなされないまま支払責任変更日（注）が到来した場合は、保険契約者により（3）①の方法が指定されたものとみなします。
（注）アメリカンホーム保険会社の定める日をいいます。
- (5) (3)②の規定によりこの保険契約が解除された場合は、アメリカンホーム保険会社は、別表2により計算した額を返還します。

第41条（保険金受取人による保険契約の存続）

- (1) 債権者等による保険契約の解除は、解除の通知がアメリカンホーム保険会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) (1)の解除が通知された場合でも、通知の時ににおいて①・②のいずれも満たす補償対象者・保険金を受け取るべき者・死亡保険金受取人（注）のいずれかが、保険契約者の同意を得て、(1)の期間が経過するまでの間に、その解除の通知がアメリカンホーム保険会社に到達した日に解除の効力が生じたとすればアメリカンホーム保険会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつアメリカンホーム保険会社にそのことを通知したときは、(1)の解除はその効力を生じません。
 - ① 保険契約者の親族・補償対象者の親族・補償対象者本人のいずれかであること
 - ② 保険契約者でないこと
（注）この保険契約に付帯された特約に規定がある場合に限りです。
- (3) (1)の解除の通知がアメリカンホーム保険会社に到達した日以後、その解除の効力が生じたまたは(2)の規定により効力が生じなくなるまでに、ケガ死亡保険金（注）の支払事由が生じ、アメリカンホーム保険会社が保険金を支払うべき場合は、その支払うべき金額の限度で、(2)本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金受取人（注）に支払います。
（注）この保険契約に付帯された特約に規定がある場合に限りです。

第42条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第43条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第4章 通信販売に関する特則

第44条（通信販売に関する特則）

この特則は、通信により保険契約の申込みを受ける保険契約に対して付加します。

第45条（保険契約の申込み）

- (1) アメリカンホーム保険会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、次の①・②のどちらかにあてはまる方法により申込手続を行うことができます。
 - ① 保険契約申込書に所要の事項を書きしるし、アメリカンホーム保険会社・代理店に送付すること。
 - ② 所定の手続に従い、電話・情報処理機器等の通信手段を媒介として、アメリカンホーム保険会社・代理店に対し契約意思の表示をすること。
- (2) (1)②の規定によりアメリカンホーム保険会社が契約意思の表示を受けた場合は、アメリカンホーム保険会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、引受承諾書を保険契約者に送付するものとします。

第46条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険契約申込書・引受承諾書に書かれているところに従い、この保険契約に定められた保険料を払い込むものとします。
- (2) 保険契約者は、申込みをした後、保険料（注）をアメリカンホーム保険会社の定める日までに、次の①～⑥のいずれかの手続により払い込まなければなりません。
 - ① 郵便振替
 - ② 銀行振込
 - ③ 預金口座振替
 - ④ 郵便貯金口座振替
 - ⑤ 書留
 - ⑥ クレジットカード払
（注）保険料の払込方法が一時払以外の場合は、第1回保険料をいいます。
- (3) 保険契約者は、(2)①～⑥に定める手続のほか、アメリカンホーム保険会社が指定する保険料収納窓口を通じてアメリカンホーム保険会社の定める手続に従い、(2)の保険料を払い込むことができるものとします。この場合、その収納窓口において保険料を払い込んだ時以後、第7条（保険責任の始め・終り）(3)～(5)の規定とこの保険契約に付帯された他の特約の規定による保険料領収前に生じた事故・こうむった身体障害等に関する規定は適用されないものとします。
- (4) (2)・(3)の規定にかかわらず、この保険契約に保険料支払に関する他の特約が付帯されている場合には、その保険料支払に関する他の特約の規定に従うものとします。
- (5) 第2回以後の保険料については、払込期日に(2)～(4)のいずれかの手続により払い込まなければなりません。

第47条（保険料不払により保険金を支払わない場合）

保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は次の①～③のいずれかにあてはまる身体障害、その身体障害を原因とする損害・費用または④の損害については保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料（注）を領収した時までの期間中にこうむった身体障害
- ② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料（注）を領収した時までの期間中に治療を開始した身体障害
- ③ 補償対象者が身体障害をこうむった時が、その身体障害をこうむった時の保険契約の保険期間の開始時から、その保険契約の保険料（注）を領収した時までの期間中であつた場合は、その身体障害
- ④ この保険契約の保険期間の開始時から、保険料（注）を領収した時までの期間中に生じた事故による損害
（注）保険料の払込方法が一時払以外の場合は、第1回保険料をいいます。

第48条（保険料不払による保険契約の解除）

- (1) アメリカンホーム保険会社は、アメリカンホーム保険会社の定める日までに第46条（保険料の払込方法）(2)～(4)の保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定によりアメリカンホーム保険会社が保険契約を解除した場合には、アメリカンホーム保険会社は保険料を返還しません。

第49条（保険契約の継続）

- (1) この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、アメリカンホーム保険会社・保険契約者のどちらか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日と同じ内容で継続されるものとします。以後毎回同様とします。
- (2) 補償対象者の契約年齢が進行することにより、その補償対象者に適用する保険料が変更となる場合には、(1)の規定にかかわらず、適用する保険料を変更するものとします。
- (3) (1)・(2)の規定により、この保険契約が継続され、継続契約の保険料（注）が払い込まれた場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険証券を保険契約者に交付します。
（注）保険料の払込方法が一時払以外の場合は、第1回保険料をいいます。
- (4) 継続契約におけるアメリカンホーム保険会社の保険責任は、その初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

第50条（継続契約の保険料不払により保険金を支払わない場合）

継続前契約の未払込保険料・継続契約の保険料（注）について、継続契約の保険料（注）を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込みがなかった場合は、アメリカンホーム保険会社は、次の①・②のどちらかにあてはまる身体障害、その身体障害を原因とする損害・費用または③の損害に対しては保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料（注）を領収した時までの期間中にこうむった身体障害
- ② 補償対象者が身体障害をこうむった時が、その身体障害をこうむった時の保険契約の保険期間の開始時から、その保険契約の保険料（注）を領収した時までの期間中であった場合は、その身体障害
- ③ この保険契約の保険期間の開始時から、保険料（注）を領収した時までの期間中に生じた事故による損害
（注）保険料の払込方法が一時払以外の場合は、第1回保険料をいいます。

第51条（保険料不払による継続契約の解除）

- (1) 継続前契約の未払込保険料・継続契約の保険料（注）について、継続契約の保険料（注）を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込みがなかった場合は、アメリカンホーム保険会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。
（注）保険料の払込方法が一時払以外の場合は、第1回保険料をいいます。
- (2) (1)の規定によりアメリカンホーム保険会社が保険契約を解除した場合には、アメリカンホーム保険会社は保険料を返還しません。

第52条（継続契約に適用される特別・特約）

第49条（保険契約の継続）(1)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付加された特別・付帯された特約が適用されるものとします（注）。

（注）継続する時にこれらの特別・特約を取扱っていない場合には、アメリカンホーム保険会社が定める他の特別・

特約を適用することがあります。

第53条（継続契約における保険料の取扱い）

- (1) 保険料の払込方法が一時払の保険契約の場合の継続契約の保険料については、第7条（保険責任の始め・終り）(3)～(5)の規定は適用しません。
- (2) 保険料の払込方法が年払・半年払・月払の保険契約の場合の継続契約の第1回保険料については、第7条（保険責任の始め・終り）(3)～(5)の規定を適用せず、第22条（第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除）(1)の規定を準用します。

別表1 第3条（保険金を支払わない場合）(2)③の身体障害
平成6年10月12日総務庁告示第75号および平成11年3月31日総務庁告示第64号に定められた分類項目中次のいずれかにあてはまるものとし、分類項目の内容については厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F 00－F 07、F 09
精神作用物質使用による精神および行動の障害	F 10－F 19
統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	F 20－F 25、 F 28、F 29
気分〔感情〕障害	F 30－F 34、 F 38、F 39
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F 40－F 45、F 48
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	F 50－F 55、F 59
成人の人格および行動の障害	F 60－F 66、 F 68、F 69
知的障害<精神遅滞>	F 70－F 73、 F 78、F 79
心理的発達の障害	F 80－F 84、 F 88、F 89
小児<児童>期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	F 90－F 95、F 98
詳細不明の精神障害	F 99

別表2 返還保険料（例示表）

1. 第28条（保険料の返還－解除の場合）（1）（3）・第40条（法令等の改正にともなう支払責任の変更）（5）の場合

（注1）この表は、返還保険料の不精算特約が付帯されていない保険契約において、普通保険約款第28条（保険料の返還－解除の場合）（1）（3）・第40条（法令等の改正にともなう支払責任の変更）（5）に基づく保険契約の解除の場合に適用されるものです。返還保険料の不精算特約が付帯されている契約については、返還保険料の不精算特約別表をご確認ください。

（注2）この表は、保険期間が10年の場合の返還保険料を例示しております。また、将来において保険契約を更改したり、補償を追加した場合には、変更になることがあります。

返還保険料例示表

(男性) (ガン入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	46	87	113	244	401	705	823	1,134	1,221	1,143
5	100	121	225	391	764	1,112	1,402	1,828	1,919	1,767
7	100	98	228	341	741	960	1,290	1,616	1,668	1,527

(女性) (ガン入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	67	116	149	224	248	268	330	459	621	767
5	119	183	258	358	389	421	545	746	1,028	1,257
7	115	159	240	313	338	371	498	677	913	1,168

返還保険料例示表（ガン退院療養一時金特約（ガンのみ補償特約用）部分）

(男性) (ガン退院療養一時金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	3	12	15	26	42	79	88	109	133	65
5	8	18	28	40	81	125	145	177	213	63
7	10	15	27	35	80	108	130	161	172	63

(女性) (ガン退院療養一時金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	10	19	21	27	27	28	31	38	61	60
5	21	29	35	42	41	42	48	61	103	87
7	21	25	32	37	36	37	42	58	89	79

返還保険料例示表（ガン診断給付金支払特約部分）

(男性) (ガン診断給付金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	9	17	27	42	73	120	203	246	232	257
5	17	30	49	74	134	215	359	399	368	442
7	17	28	46	68	127	202	320	346	331	410

(女性) (ガン診断給付金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	24	35	46	57	69	81	103	127	146	165
5	43	60	79	96	116	134	171	209	240	272
7	40	53	71	86	102	119	151	184	212	241

返還保険料例示表（ガン手術保険金支払特約（独立定額型）部分）

(男性) (ガン手術保険金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	10	34	50	85	136	250	280	343	357	157
5	26	54	94	135	262	396	464	545	549	131
7	29	46	90	117	256	342	418	481	442	100

(女性) (ガン手術保険金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	48	67	77	93	90	77	90	114	117	117
5	83	105	126	146	132	117	146	175	179	172
7	76	91	113	127	111	102	134	153	159	140

返還保険料例示表（抗がん剤等治療保険金支払特約部分）

(男性) (抗がん剤等治療保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	18	44	61	104	172	323	372	484	582	390
5	41	69	114	164	332	514	623	781	940	489
7	43	58	109	142	327	445	564	704	783	429

(女性) (抗がん剤等治療保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	51	65	80	107	112	117	130	155	225	230
5	84	102	135	168	174	182	204	247	373	340
7	76	87	124	146	151	159	181	229	326	289

2. 第28条（保険料の返還－解除の場合）（2）・（4）・（5）・（6）の場合

（注1）この表は、返還保険料の不精算特約が付帯されていない保険契約において、普通保険約款第28条（保険料の返還－解除の場合）（2）・（4）・（5）・（6）に基づく保険契約の解除の場合に適用されるものです。返還保険料の不精算特約が付帯されている契約については、返還保険料の不精算特約別表をご確認ください。

（注2）この表は、保険期間が10年の場合の返還保険料を例示しております。また、将来において保険契約を更改したり、補償を追加した場合には、変更になることがあります。

返還保険料例示表

(男性) (ガン入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	7	33	38	135	232	448	460	641	581	361
5	75	87	177	321	655	947	1,167	1,508	1,500	1,248
7	85	77	199	298	675	859	1,146	1,418	1,407	1,198

(女性) (ガン入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	6	36	43	87	80	73	104	188	283	341
5	80	132	190	271	281	296	400	571	810	980
7	91	128	199	260	272	295	409	570	779	996

返還保険料例示表（ガン退院療養一時金特約（ガンのみ補償特約用）部分）

（男性）

（ガン退院療養一時金額10,000円あたり）

（女性）

（ガン退院療養一時金額10,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	0	6	6	13	23	51	48	57	65	16
5	5	14	22	32	69	107	119	143	169	16
7	8	13	23	30	73	97	114	140	144	30

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	2	8	6	9	5	4	5	9	26	18
5	16	22	26	30	27	27	31	42	80	59
7	18	21	26	30	28	28	32	46	75	62

返還保険料例示表（ガン診断給付金支払特約部分）

（男性）

（ガン診断給付金額10,000円あたり）

（女性）

（ガン診断給付金額10,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	5	11	18	29	54	90	157	179	148	159
5	15	26	44	66	122	196	329	355	313	377
7	16	26	43	63	119	190	302	319	297	369

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	15	22	28	35	44	53	72	90	101	113
5	37	52	68	82	100	116	151	185	211	238
7	37	48	64	77	92	108	139	169	194	220

返還保険料例示表（ガン手術保険金支払特約（独立定額型）部分）

（男性）

（ガン手術保険金額10,000円あたり）

（女性）

（ガン手術保険金額10,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	5	23	28	50	80	163	156	179	152	47
5	23	47	80	113	226	340	384	439	415	47
7	27	42	82	103	234	308	369	415	358	47

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	23	28	25	28	15	13	16	19	21	24
5	67	80	93	104	84	65	90	114	110	96
7	66	76	93	102	82	70	100	115	117	93

返還保険料例示表（抗がん剤等治療保険金支払特約部分）

（男性）

（抗がん剤等治療保険金日額1,000円あたり）

（女性）

（抗がん剤等治療保険金日額1,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	3	22	27	54	97	208	209	265	295	69
5	32	55	92	132	284	440	518	639	753	263
7	37	49	96	123	298	400	499	616	667	286

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	15	17	19	32	24	19	22	33	82	61
5	61	71	96	120	118	119	134	169	281	230
7	62	68	100	117	117	121	138	181	269	221

特約

次のうち、保険証券の「特約」欄に記載されている特約が適用されます。

1. ガンのみ補償特約

この特約の趣旨

この特約は、補償対象者が補償対象者以外の医師によりガンと診断確定された場合にのみ、保険金を支払うことを主な内容としています。

第1条（用語の意味の取り決め）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
ガン	別表の悪性新生物・上皮内新生物をいい、別表に定める支払要件を満たすものに限りです。
身体障害	普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の身体障害をいいます。
保険金	普通保険約款第4条（入院保険金の支払）の入院保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) アメリカンホーム保険会社は、この特約により、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、補償対象者がこうむった身体障害が補償対象者以外の医師により初めて診断確定されたガンであった場合に限り、保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、(1)のガン診断確定後、補償対象者が新たにこうむった身体障害が補償対象者以外の医師により診断確定されたガンであった場合も、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払います。
- (3) (1)・(2)のガンとは、補償対象者以外の医師により病理組織学的所見（注）に基づき診断確定されたものをいいます。ただし、別表の悪性新生物の場合に限り、病理組織学的所見（注）が得られないときには、他の所見による診断確定も認めることがあります。
（注）生検・剖検をいいます。
- (4) ガンをこうむった補償対象者が同時にガン以外の他の身体障害をこうむった場合には、その身体障害の影響がなかったときに相当する身体障害の程度に対して保険金を支払います。ただし、入院治療を要するに至った主な原因がガンである場合に限り、その他の身体障害によって悪くなった状態をもって保険金を支払います。
- (5) すでに身体障害をこうむっている補償対象者が新たに身体障害をこうむった場合も、(4)と同様とします。
- (6) この保険契約が継続契約である場合において、補償対象者が(1)・(2)の診断確定を受けた時が、この保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、(1)・(2)の診断確定を受けた時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

第3条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が保険期間（注1）中にこの特約第2条（保険金を支払う場合）(1)・(2)の診断確定を受け、かつ、普通保険約款第4条（入院保険金の支払）(1)の入院を開始（注2）した場合に限り、保険金を支払います。
（注1）この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。
（注2）入院を開始した時と診断確定された時との前後を問いません。

- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初度契約である場合において、補償対象者が第2条（保険金を支払う場合）(1)・(2)の診断確定を受けた時が保険期間の初日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、補償対象者が第2条（保険金を支払う場合）(1)・(2)の診断確定を受けた時がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の初日からその日を含めてその保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。
- (4) (1)の規定にかかわらず、保険期間の開始時（注）より前にこうむった身体障害を直接の原因として、保険期間の開始日からその日を含めて2年を経過した後に普通保険約款第4条（入院保険金を支払う場合）(1)の入院を開始した場合は、保険期間の初日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より後に診断確定を受けたガンによる入院とみなします。
（注）この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた最初の保険期間の開始時をいいます。
- (5) この保険契約に家族特約が付帯されている場合には、家族特約第4条（補償対象者の追加・変更）(2)の規定により補償対象者の資格を取得した家族特約第2条（補償対象者の範囲）(1)①・②の補償対象者については、(2)～(4)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初度契約である場合において、補償対象者がこの特約第2条（保険金を支払う場合）(1)・(2)の診断確定を受けた時が補償対象者の資格を取得した日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、補償対象者がこの特約第2条（保険金を支払う場合）(1)・(2)の診断確定を受けた時がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の補償対象者の資格を取得した日からその日を含めてその保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。
- (4) (1)の規定にかかわらず、補償対象者の資格を取得する前にこうむった身体障害を直接の原因として、補償対象者の資格を取得した日からその日を含めて2年を経過した後に普通保険約款第4条（入院保険金を支払う場合）(1)の入院を開始した場合は、補償対象者の資格を取得した日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より後に診断確定を受けたガンによる入院とみなします。

第4条（保険契約の無効）

- (1) 補償対象者が保険期間（注）の初日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前に第2条（保険金を支払う場合）(1)の診断確定を受けていた場合は、保険契約者・補償対象者がそのことを知っていたか、知らなかったかにかかわらずこの保険契約は無効とします。
（注）この保険契約が初度契約である場合にはその保険期

間、この保険契約が継続契約である場合にはこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間をいいます。

- (2) (1)のほか、保険契約の復活時より前に補償対象者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の診断確定を受けていた場合は、保険契約者・補償対象者がそのことを知っていたか、知らなかったかにかかわらずこの保険契約の復活自体を無効とします。

第5条（保険料の返還－無効の場合）

(1) 第4条（保険契約の無効）（1）の場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険料を次の①～③のように取り扱います。

- ① 保険契約締結以前に補償対象者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の診断確定を受けていたことを保険契約者・補償対象者のどちらも知らなかった場合には、保険料を保険契約者に返還します。
- ② 保険契約締結以前に補償対象者が第2条（1）の診断確定を受けていたことを保険契約者・補償対象者のうち少なくともどちらかが知っていた場合には、保険料を返還しません。
- ③ 保険契約締結後、保険期間の初日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前に補償対象者が第2条（1）の診断確定を受けた場合には、保険料を保険契約者に返還します。

(2) 第4条（保険契約の無効）（2）の場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険料を次の①・②のように取り扱います。

- ① 保険契約の復活時より前に補償対象者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の診断確定を受けていたことを保険契約者・補償対象者のどちらも知らなかった場合には、アメリカンホーム保険会社は、普通保険約款第22条（第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除）（2）の規定による解除後に払い込まれた保険料を保険契約者に返還します。
- ② 保険契約の復活時より前に補償対象者が第2条（1）の診断確定を受けていたことを保険契約者・補償対象者のうち少なくともどちらかが知っていた場合には、保険料を返還しません。

第6条（保険契約の無効の特則）

(1) 第4条（保険契約の無効）（1）によりこの保険契約が無効とされる以前に、この保険契約に付帯された他の特約において、この保険契約の無効の原因となったガン以外の保険金を支払うべき身体障害、そのガン以外の保険金を支払うべき身体障害を原因とする損害・費用または保険金を支払うべき事故による損害・費用が生じていた場合には、次の①・②のどちらかにあてはまるときに限り、アメリカンホーム保険会社は、その保険金を支払うべき特約の保険金を支払います。

- ① 保険契約締結以前に補償対象者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の診断確定を受けていたことを保険契約者・補償対象者のどちらも知らなかった場合
- ② 保険契約締結後、保険期間の初日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前に補償対象者が第2条（1）の診断確定を受けた場合

(2) 第5条（保険料の返還－無効の場合）（1）①・③の規定にかかわらず、（1）の規定により保険金を支払う場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険料から保険金を支払う特約の保険料を控除した額を保険契約者に返還します。

第7条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条（用語・記号の意味の取り決め）の規定中「保険金」の意味

（適用しません。）

② 第3条（保険金を支払わない場合）（3）・（4）

(3) 次の①～③のいずれかにあてはまる場合に、保険契約者または補償対象者がわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、告知事項について、アメリカンホーム保険会社に知っている本当のことを告げなかったときまたは本当でないことを告げたときは、アメリカンホーム保険会社は、その告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことを直接の原因としてこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）・（2）の診断確定を受けた身体障害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険期間の開始時より前にこうむった身体障害を直接の原因として、保険期間の開始日からその日を含めて2年を経過した後に普通保険約款第4条（入院保険金の支払）（1）の入院を開始した場合は、保険期間の開始日以後の原因によるものとみなして保険金を支払います。

- ① 保険契約の締結をする場合
- ② 保険契約の復活をする場合
- ③ 保険契約の条件の変更（注）をする場合

（注）変更により支払われる保険金に限りです。

(4) (3)の場合において、補償対象者がその診断確定を受ける前に、保険契約者・補償対象者が告知事項の訂正をアメリカンホーム保険会社に書面により申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認したときは、保険金を支払います。

③ 第4条（入院保険金の支払）（5）・（9）

（適用しません。）

④ 第5条（身体障害の程度の決定）（1）

(1) 保険金支払の対象とならない身体障害（注）の影響によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が悪くなった場合は、アメリカンホーム保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

（注）普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）・普通保険約款第7条（保険責任の始め・終り）

（3）～（5）・この特約第3条（保険期間と支払責任の関係）（2）～（4）のいずれかにあてはまる身体障害をいいます。

⑤ 第7条（保険責任の始め・終り）（3）

(3) 保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、この保険契約の保険期間の開始時から、一時払保険料・第1回保険料を領収した時までの期間中にこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）・（2）の診断確定を受けた場合は保険金を支払いません。

⑥ 第7条（保険責任の始め・終り）（5）

(5) 保険期間が始まった後でも、補償対象者がこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）・（2）の診断確定を受けた時が、その診断確定を受けた時の医療総合保険契約の保険期間の開始時から、その医療総合保険契約の一時払保険料・第1回保険料を領収した時までの期間中であった場合は、アメリカンホーム保険会社は、その診断確定を受けた身体障害によってその医療総合保険契約の継続契約の保険期間中に開始した普通保険約款第4条（入院保険金の支払）（1）の入院については、保険金を支払いません。

⑦ 第8条（保険期間と支払責任の関係）

（適用しません。）

⑧ 第12条（契約年齢・性別の誤りの処置）（3）①

(3) ① 追加保険料の領収前に、この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の診断確定を受けた場合

⑨ 第13条（告知義務）（3）③

(3) ③ 保険契約者・補償対象者が、補償対象者がこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）・（2）の診断確定を受ける前に、告知事項につき、書面をもって訂正をアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認した場合。なお、アメリカンホーム保険会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事項が、保険契約締結（注1）の際にアメリカンホーム保険会社に告げられていたとしても、アメリカンホーム保険会社が保険契約を締結（注1）していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

⑩ 第13条（告知義務）（5）

(5)（4）の規定は、（2）に規定する告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことに基づかずに発生したこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）・（2）の診断確定を受けた身体障害については適用しません。

⑪ 第23条（保険契約の復活）（4）①

(4) ①（2）の保険契約の復活を承認する前に、この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）・（2）の診断確定を受けたとき。

⑫ 第25条（保険料の返還・請求—告知義務等の場合）（5）

(5)（4）の規定により、追加保険料を請求する場合において、アメリカンホーム保険会社の請求に対して、保険契約者がその支払をしなかったときは、アメリカンホーム保険会社は、追加保険料領収前にこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）・（2）の診断確定を受けた身体障害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款・特約に従い、保険金を支払います。

⑬ 第47条（保険料不払により保険金を支払わない場合）①

① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料（注）を領収した時までの期間中にこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）・（2）の診断確定を受けた身体障害

⑭ 第47条（保険料不払により保険金を支払わない場合）③

③ 補償対象者がこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）・（2）の診断確定を受けた時が、その診断確定を受けた時の保険契約の保険期間の開始時から、その保険契約の保険料（注）を領収した時までの期間中であつた場合は、その診断確定を受けた身体障害

⑮ 第50条（継続契約の保険料不払により保険金を支払わない場合）

継続前契約の未払込保険料・継続契約の保険料（注）について、継続契約の保険料（注）を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込みがなかった場合は、アメリカンホーム保険会社は、次の①～③のいずれかにあてはまる身体障害、その身体障害を原因とする損害・費用に対しては保険金を支払いません。

① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料（注）を領収した時までの期間中にこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）・（2）の診断確定を受けた身体障害

② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料（注）を領収した時までの期間中に治療を開始した身体障害

③ 補償対象者がこの特約第2条（1）・（2）の診断確定を受けた時が、その診断確定を受けた時の保険契約の保険期間の開始時から、その保険契約の保険料（注）を領収した時までの期間中であつた場合は、その診断確定を受けた身体障害

（注）保険料の払込方法が一時払以外の場合は、第1回保険料をいいます。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第1条（用語の意味の取り決め）の悪性新生物・上皮内新生物

対象となる悪性新生物・上皮内新生物

対象となる悪性新生物・上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のいずれかにあてはまるものとし、分類項目の内容については厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

1. 悪性新生物

分類項目	基本分類コード	支払要件
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14	病理組織学的所見(生検・剖検)に基づき診断確定されたものに限ります。ただし、病理組織学的所見(生検・剖検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
消化器の悪性新生物	C15-C26	
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39	
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41	
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44	
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49	
乳房の悪性新生物	C50	
女性性器の悪性新生物	C51-C58	
男性性器の悪性新生物	C60-C63	
尿路の悪性新生物	C64-C68	
眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69-C72	
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75	
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80	
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96	
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97	

(注) 悪性新生物には、上皮内新生物(基本分類コードD00-D07およびD09)を含みません。

2. 上皮内新生物

分類項目	基本分類コード	支払要件
上皮内新生物	D00-D07、D09	病理組織学的所見(生検・剖検)に基づき初めて診断確定された場合

(注) 上皮内新生物とは、1987年国際対がん連合(UICC)により発行された、「TNM悪性腫瘍の分類 改訂第4版」で、病期分類が0期の上皮内癌を含みます。従って、大腸粘膜内癌等は、上皮内新生物として取り扱います。

2. ガン退院療養一時金支払特約 (ガンのみ補償特約用)

この特約の趣旨

この特約は、補償対象者が補償対象者以外の医師によりガンと診断され、所定の期間入院し、生存して退院した場合に、保険金を支払うことを主な内容としています。

第1条 (用語の意味の取り決め)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
身体障害	普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の身体障害をいいます。
退院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院・診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念している状態がやんだあと、病院・診療所を出ることをいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、補償対象者が医師である場合は、補償対象者以外の医師による治療をいいます。
保険金	ガン退院療養一時金をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) アメリカンホーム保険会社は、補償対象者がこうむった身体障害が、ガンのみ補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)・(2)のガンであった場合で、かつ、次の①・②の条件をすべて満たす場合には、この特約・普通保険約款の規定に従い、保険証券に書かれているガン退院療養一時金額を保険金として補償対象者に支払います。
- ① 保険証券に書かれている入院日数以上継続して入院した場合で、かつ、普通保険約款第4条(入院保険金の支払)の規定により入院保険金が支払われること
 - ② 生存している状態で退院していること
- (2) (1)の規定にかかわらず、(1)②の退院日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前にガンの治療のために再び入院した場合は、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。
- (3) 補償対象者が転入院した場合は、継続した1回の入院とみなします。

第3条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条(用語・記号の意味の取り決め)の規定中「治療」・「保険金」の意味
(適用しません。)
- ② 第4条(入院保険金の支払)(8)
(適用しません。)
- ③ 第6条(身体障害の取扱い)
(適用しません。)
- ④ 第31条(保険金の請求)(1)・(2)
(1) この特約にかかる保険金のアメリカンホーム保険会社に対する保険金請求権は、補償対象者が普通保険約款第4条(入院保険金の支払)(1)の入院を終了した時から発生し、これを行使することができるものとします。
(2) (適用しません。)

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

3. ガン手術保険金支払特約

この特約の趣旨

この特約は、補償対象者が補償対象者以外の医師によりガンと診断確定された場合において、その治療を目的として手術を受けたときに、ガン手術保険金を支払うことを主な内容としています。

第1条（用語の意味の取り決め）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
ガン	別表1の悪性新生物・上皮内新生物をいい、別表1に定める支払要件を満たすものに限り、ます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部・必要部位に切除・摘出等の処置を施すことをいいます。
身体障害	普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の身体障害をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、補償対象者が医師である場合は、補償対象者以外の医師による治療をいいます。
保険金	ガン手術保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) アメリカンホーム保険会社は、補償対象者がこうむった身体障害がガンであると補償対象者以外の医師が初めて診断確定した場合において、その身体障害の治療を直接の目的として、病院等において別表2の手術を受けたときは、この特約・普通保険約款の規定に従い、次の算式によって算出した額を、保険金として補償対象者に支払います。

$$\text{入院保険金日額} \times \frac{\text{手術の種類に応じた}}{\text{別表2の倍率（注）}} = \text{保険金の額}$$

(注) 同時に2以上の手術を受けた場合は、そのうちもっとも高い倍率をいいます。

(2) (1)の規定にかかわらず、(1)のガン診断確定後、補償対象者が新たにこうむった身体障害が補償対象者以外の医師により診断確定されたガンであった場合も、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払います。

(3) (1)・(2)のガンとは、補償対象者以外の医師により病理組織学的所見（注）に基づき診断確定されたものをいいます。ただし、別表1の悪性新生物の場合に限り、病理組織学的所見（注）が得られないときには、他の所見による診断確定も認めることがあります。

(注) 生検・剖検をいいます。

(4) この保険契約が継続契約である場合において、補償対象者が(1)・(2)の診断確定を受けた時が、この保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、(1)・(2)の診断確定を受けた時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

第3条（保険期間と支払責任の関係）

(1) アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が保険期間（注）中に第2条（保険金を支払う場合）(1)・(2)の診断確定を受け、かつ、別表2の手術が行われた場合に限り、保険金を支払います。

(注) この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。

(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初度契約である場合において、補償対象者が第2条（保険金を支払う場合）(1)・(2)の診断確定を受けた時が保険期間の初

日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。

(3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、補償対象者が第2条（保険金を支払う場合）(1)・(2)の診断確定を受けた時がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の初日からその日を含めてその保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。

(4) (1)の規定にかかわらず、保険期間の開始時（注）より前にこうむった身体障害を直接の原因として、保険期間の開始日からその日を含めて2年を経過した後に第2条（保険金を支払う場合）(1)の手術を行った場合は、保険期間の初日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より後に診断確定を受けたガンによる手術とみなします。

(注) この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた最初の保険期間の開始時をいいます。

(5) この保険契約に家族特約が付帯されている場合には、家族特約第4条（補償対象者の追加・変更）(2)の規定により補償対象者の資格を取得した家族特約第2条（補償対象者の範囲）(1)①・②の補償対象者については、(2)～(4)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初度契約である場合において、補償対象者がこの特約第2条（保険金を支払う場合）(1)・(2)の診断確定を受けた時が補償対象者の資格を取得した日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。

(3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、補償対象者がこの特約第2条（保険金を支払う場合）(1)・(2)の診断確定を受けた時がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の補償対象者の資格を取得した日からその日を含めてその保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。

(4) (1)の規定にかかわらず、補償対象者の資格を取得する前にこうむった身体障害を直接の原因として、補償対象者の資格を取得した日からその日を含めて2年を経過した後に第2条（保険金を支払う場合）(1)の手術を行った場合は、補償対象者の資格を取得した日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より後に診断確定を受けたガンによる手術とみなします。

第4条（特約の無効）

(1) 補償対象者が保険期間（注）の初日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前に第2条（保険金を支払う場合）(1)の診断確定を受けていた場合は、保険契約者・補償対象者がそのことを知っていたか、知らなかったかにかかわらずこの特約は無効とします。

(注) この保険契約が初度契約である場合にはその保険期間、この保険契約が継続契約である場合にはこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間をいいます。

(2) (1)のほか、この特約の復活時より前に補償対象者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の診断確定を受けていた場合は、保険契約者・補償対象者がそのことを知っていたか、知らなかったかにかかわらずこの特約の復活自体を無効とします。

第5条（保険料の返還—特約の無効の場合）

- (1) 第4条（特約の無効）（1）の場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険料を次の①～③のように取り扱います。
- ① 保険契約締結以前に補償対象者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の診断確定を受けていたことを保険契約者・補償対象者のどちらも知らなかった場合には、保険料を保険契約者に返還します。
 - ② 保険契約締結以前に補償対象者が第2条（1）の診断確定を受けていたことを保険契約者・補償対象者のうち少なくともどちらかが知っていた場合には、保険料を返還しません。
 - ③ 保険契約締結後、保険期間の初日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前に補償対象者が第2条（1）の診断確定を受けた場合には、保険料を保険契約者に返還します。
- (2) 第4条（特約の無効）（2）の場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険料を次の①・②のように取り扱います。
- ① 保険契約の復活時より前に補償対象者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の診断確定を受けていたことを保険契約者・補償対象者のどちらも知らなかった場合には、アメリカンホーム保険会社は、普通保険約款第22条（第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除）（2）の規定による解除後に払い込まれた保険料を保険契約者に返還します。
 - ② 保険契約の復活時より前に補償対象者が第2条（1）の診断確定を受けていたことを保険契約者・補償対象者のうち少なくともどちらかが知っていた場合には、保険料を返還しません。

第6条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条（用語・記号の意味の取り決め）の規定中「治療」・「保険金」の意味

（適用しません。）

- ② 第3条（保険金を支払わない場合）（3）～（5）

（3）次の①～③のいずれかにあてはまる場合に、保険契約者または補償対象者がわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、告知事項について、アメリカンホーム保険会社に知っている本当のことを告げなかったときまたは本当でないことを告げたときは、アメリカンホーム保険会社は、その告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことを直接の原因として行われたこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）・（2）の手術に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険期間の開始時より前にこうむった身体障害を直接の原因として、保険期間の開始日からその日を含めて2年を経過した後にこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）・（2）の手術を行った場合は、保険期間の開始日以後の原因によるものとみなして保険金を支払います。

- ① 保険契約の締結をする場合
- ② 保険契約の復活をする場合
- ③ 保険契約の条件の変更（注）をする場合
（注）変更により支払われる保険金に限ります。

（4）（3）の場合において、補償対象者がその診断確定を受ける前に、保険契約者・補償対象者が告知事項の訂正をアメリカンホーム保険会社に書面により申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認したときは、保険金を支払います。

（5）アメリカンホーム保険会社は、美容上の処置のみを目的とするこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）・（2）の手術に対しては保険金を支払いません。ただし、これらの原因が身体障害による場合には、保険金を支払います。

- ③ 第5条（身体障害の程度の決定）（1）

（1）保険金支払の対象とならない身体障害（注）の影響によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が悪くなった場合は、アメリカンホーム保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

（注）普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）・普通保険約款第7条（保険責任の始め・終り）（3）～（5）・この特約第3条（保険期間と支払責任の関係）（2）～（4）のいずれかにあてはまる身体障害をいいます。

- ④ 第6条（身体障害の取扱い）

（適用しません。）

- ⑤ 第7条（保険責任の始め・終り）（3）～（5）

（3）保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、この保険契約の保険期間の開始時から、一時払保険料・第1回保険料を領収した時までの期間中にこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）・（2）の診断確定を受けた場合は保険金を支払いません。

（4）保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、この保険契約の保険期間の開始時から、一時払保険料・第1回保険料を領収した時までの期間中に行われたこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）・（2）の手術については、保険金を支払いません。

（5）保険期間が始まった後でも、補償対象者がこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）・（2）の診断確定を受けた時が、その診断確定を受けた時の医療総合保険契約の保険期間の開始時から、その医療総合保険契約の一時払保険料・第1回保険料を領収した時までの期間中であった場合は、アメリカンホーム保険会社は、その診断確定を受けた身体障害によってその医療総合保険契約の継続契約の保険期間中に行われたこの特約第2条（1）・（2）の手術については、保険金を支払いません。

- ⑥ 第8条（保険期間と支払責任の関係）

（適用しません。）

- ⑦ 第9条（保険料の払込み）（2）

（2）アメリカンホーム保険会社が保険金を支払う場合において、この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）・（2）の手術が行われた日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払込保険料があるときは、アメリカンホーム保険会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当することができるものとします。

- ⑧ 第12条（契約年齢・性別の誤りの処置）（3）①・②

（3）① 追加保険料の領収前に、この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）・（2）の診断確定を受けた場合

② 追加保険料の領収前に、この特約第2条（1）・（2）の手術が行われた場合

⑨ 第13条 (告知義務) (3) ③

(3) ③ 保険契約者・補償対象者が、補償対象者がこの特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の診断確定を受ける前に、告知事項につき、書面をもって訂正をアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認した場合。なお、アメリカンホーム保険会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事項が、保険契約締結 (注1) の際にアメリカンホーム保険会社に告げられていたとしても、アメリカンホーム保険会社が保険契約を締結 (注1) していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

⑩ 第13条 (告知義務) (4)・(5)

(4) (2) の規定による解除がこの特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の手術が行われた後になされた場合であっても、普通保険約款第21条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、(2) に規定する告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことに基づかずに行われたこの特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の手術については適用しません。

⑪ 第19条 (重大事由による解除) (3)

(3) (1)・(2) の規定による解除がこの特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の手術 (注1) が行われた後になされた場合であっても、普通保険約款第21条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、(1) ①～⑤の事由または (2) ①・②の事由が生じた時から解除がなされた時までに行われたこの特約第2条 (1)・(2) の手術 (注1) に対しては、アメリカンホーム保険会社は、保険金 (注2) を支払いません。この場合において、すでに保険金 (注2) を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。

(注1) (2) の規定による解除がなされた場合には、その補償対象者の手術をいいます。

(注2) (2) ②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③ア～オのいずれかにあてはまる者の受け取るべき金額に限ります。

⑫ 第23条 (保険契約の復活) (4) ①・②

(4) ① (2) の保険契約の復活を承認する前に、この特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の診断確定を受けたとき。

② (2) の保険契約の復活を承認する前に、この特約第2条 (1)・(2) の手術が行われたとき。

⑬ 第25条 (保険料の返還・請求告知義務等の場合) (5)

(5) (4) の規定により、追加保険料を請求する場合において、アメリカンホーム保険会社の請求に対して、保険契約者がその支払をしなかったときは、アメリカンホーム保険会社は、追加保険料領収前にこの特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の診断確定を受けた身体障害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款・特約に従い、保険金を支払います。

⑭ 第30条 (入院を開始した場合の通知) (1)

(1) 補償対象者がこの特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の手術を受けた場合は、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、その手術の日からその日を含めて30日以内に、身体障害の内容・その程度等についてアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。この場合において、アメリカンホーム保険会社が書面による通知・説明を求めたときまたは補償対象者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

⑮ 第31条 (保険金の請求) (1)・(2)

(1) この特約にかかる保険金のアメリカンホーム保険会社に対する保険金請求権は、この特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の手術が終了した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) (適用しません。)

⑯ 第31条 (保険金の請求) (3) ⑥

(3) ⑥ 手術の内容を証明する補償対象者以外の医師の診断書

⑰ 第31条 (保険金の請求) (7)

(7) アメリカンホーム保険会社は、身体障害の内容・手術の程度等に応じ、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して、(3) の書類以外の書類・証拠の提出またはアメリカンホーム保険会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、アメリカンホーム保険会社が求めた書類・証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

⑱ 第47条 (保険料不払により保険金を支払わない場合) ①

① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料 (注) を領収した時までの期間中にこの特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の診断確定が行われた身体障害

⑲ 第47条 (保険料不払により保険金を支払わない場合) ③

③ 補償対象者がこの特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の診断確定を受けた時が、その診断確定を受けた時の保険契約の保険期間の開始時から、その保険契約の保険料 (注) を領収した時までの期間中であつた場合は、その診断確定を受けた身体障害

⑳ 第50条 (継続契約の保険料不払により保険金を支払わない場合)

継続前契約の未払込保険料・継続契約の保険料 (注) について、継続契約の保険料 (注) を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込みがなかった場合は、アメリカンホーム保険会社は、次の①～③のいずれかにあてはまる身体障害、その身体障害を原因とする損害・費用に対しては保険金を支払いません。

① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料 (注) を領収した時までの期間中にこの特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の診断確定を受けた身体障害

② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料 (注) を領収した時までの期間中に治療を開始した身体障害

③ 補償対象者がこの特約第2条 (1)・(2) の診断確定を受けた時が、その診断確定を受けた時の保険契約の保険期間の開始時から、その保険契約の保険料 (注) を領収した時までの期間中であつた場合は、その診断確定を受けた身体障害

(注) 保険料の払込方法が一時払以外の場合は、第1回保険料をいいます。

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第1条 (用語の意味の取り決め) の悪性新生物・上皮内新生物

対象となる悪性新生物・上皮内新生物

対象となる悪性新生物・上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のいずれかにあてはまるものとし、分類項目の内容については厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

1. 悪性新生物

分類項目	基本分類コード	支払要件
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14	病理組織学的所見(生検・剖検)に基づき診断確定されたものに限ります。ただし、病理組織学的所見(生検・剖検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
消化器の悪性新生物	C15-C26	
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39	
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41	
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44	
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49	
乳房の悪性新生物	C50	
女性性器の悪性新生物	C51-C58	
男性性器の悪性新生物	C60-C63	
尿路の悪性新生物	C64-C68	
眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69-C72	
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75	
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80	
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96	
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97	

(注) 悪性新生物には、上皮内新生物(基本分類コードD00-D07およびD09)を含みません。

2. 上皮内新生物

分類項目	基本分類コード	支払要件
上皮内新生物	D00-D07、D09	病理組織学的所見(生検・剖検)に基づき初めて診断確定された場合

(注) 上皮内新生物とは、1987年国際対がん連合(UICC)により発行された、「TNM悪性腫瘍の分類 改訂第4版」で、病期分類が0期の上皮内癌を含みます。従って、大腸粘膜内癌等は、上皮内新生物として取り扱います。

別表2 第2条 (保険金を支払う場合) (1)・第3条 (保険期間と支払責任の関係) (1) の手術

対象となる手術	倍率
§ 悪性新生物の手術	
1. 悪性新生物根治手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。)	50
2. 悪性新生物根治放射線照射(悪性新生物の治療を目的とした5,000ラド以上の照射で、施術の開始日からその日を含めて60日間ごとに1回の給付を限度とする。)	10
3. 悪性新生物温熱療法(施術の開始日からその日を含めて60日間ごとに1回の給付を限度とする。)	10
4. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる悪性新生物手術(検査・処置は含まない。施術の開始日からその日を含めて60日間ごとに1回の給付を限度とする。)	10
5. その他の悪性新生物手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。)	20
§ 上皮内新生物の手術	
6. 上皮内新生物の開胸術、開腹術	50
7. ファイバースコープによる上皮内新生物手術(検査・処置は含まない。施術の開始日からその日を含めて60日間ごとに1回の給付を限度とする。)	10
8. その他の上皮内新生物手術(ファイバースコープによる手術は除く。)	20

4. ガン診断給付金支払特約

この特約の趣旨

この特約は、補償対象者が補償対象者以外の医師によりガンと診断確定された場合に、悪性新生物診断給付金・上皮内新生物診断給付金を支払うことを主な内容としています。

第1条 (用語の意味の取り決め)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
ガン	別表の悪性新生物・上皮内新生物をいい、別表に定める支払要件を満たすものに限ります。
身体障害	普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の身体障害をいいます。
保険金	悪性新生物診断給付金・上皮内新生物診断給付金をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) アメリカンホーム保険会社は、補償対象者がこうむった

身体障害がガンであると補償対象者以外の医師が初めて診断確定した場合には、この特約・普通保険約款の規定に従い、保険証券に書かれている悪性新生物診断給付金額・上皮内新生物診断給付金額の全額を保険金として補償対象者に支払います。

(2) (1) のガンとは、補償対象者以外の医師により病理組織学的所見(注)に基づき診断確定されたものをいいます。ただし、別表の悪性新生物の場合に限り、病理組織学的所見(注)が得られないときには、他の所見による診断確定も認めることがあります。

(注) 生検・剖検をいいます。

(3) 保険金を支払うべきガンを2以上併発した場合には、アメリカンホーム保険会社は、それぞれのガンに対する保険金の額のうち、いずれか高い金額を支払います。

(4) (1)・(3)の規定にかかわらず、悪性新生物・上皮内新生物それぞれに対する保険金は、保険期間(注)を通じ、1回の支払に限りです。

(注) この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。

(5) この特約が付帯された普通保険約款に補償対象者の範囲を定める他の特約が付帯されている場合には、(4)の規定はその特約に定める補償対象者ごとに適用します。

(6) この保険契約が継続契約である場合において、補償対象者が(1)の診断確定を受けた時が、この保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、(1)の診断確定を受けた時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

第3条 (保険期間と支払責任の関係)

(1) アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が保険期間中に第2条(保険金を支払う場合)(1)の診断確定を受けた場合に限り、保険金を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初度契約である場合において、補償対象者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の診断確定を受けた時が保険期間の初日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。

(3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、補償対象者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の診断確定を受けた時がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の初日からその日を含めてその保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。

(4) この保険契約に家族特約が付帯されている場合には、家族特約第4条(補償対象者の追加・変更)(2)の規定により補償対象者の資格を取得した家族特約第2条(補償対象者の範囲)(1)①・②の補償対象者については、(2)・(3)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初度契約である場合において、補償対象者がこの特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の診断確定を受けた時が補償対象者の資格を取得した日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。

(3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、補償対象者がこの特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の診断確定を受けた時がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の補償対象者の資格を取得した日からその日を含めてその保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。

第4条 (特約の無効)

(1) 補償対象者が保険期間(注)の初日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前に第2条(保険金を支払う場合)(1)の診断確定を受けていた場合は、保険契約者・補償対象者がそのことを知っていたか、知らなかったかにかかわらずこの特約は無効とします。

(注) この保険契約が初度契約である場合にはその保険期間、この保険契約が継続契約である場合にはこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間をいいます。

(2) (1)のほか、この特約の復活時より前に補償対象者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の診断確定を受けていた場合は、保険契約者・補償対象者がそのことを知っていたか、知らなかったかにかかわらずこの特約の復活自体を無効とします。

第5条 (保険料の返還—特約の無効の場合)

(1) 第4条(特約の無効)(1)の場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険料を次の①～③のように取り扱います。

① 保険契約締結以前に補償対象者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の診断確定を受けていたことを保険契約者・補償対象者のどちらも知らなかった場合には、保険料を保険契約者に返還します。

② 保険契約締結以前に補償対象者が第2条(1)の診断確定を受けていたことを保険契約者・補償対象者のうち少なくともどちらかが知っていた場合には、保険料を返還しません。

③ 保険契約締結後、保険期間の初日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前に補償対象者が第2条(1)の診断確定を受けた場合には、保険料を保険契約者に返還します。

(2) 第4条(特約の無効)(2)の場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険料を次の①・②のように取り扱います。

① 保険契約の復活時より前に補償対象者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の診断確定を受けていたことを保険契約者・補償対象者のどちらも知らなかった場合には、アメリカンホーム保険会社は、普通保険約款第22条(第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除)(2)の規定による解除後に払い込まれた保険料を保険契約者に返還します。

② 保険契約の復活時より前に補償対象者が第2条(1)の診断確定を受けていたことを保険契約者・補償対象者のうち少なくともどちらかが知っていた場合には、保険料を返還しません。

第6条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第1条(用語・記号の意味の取り決め)の規定中「保険金」の意味

(適用しません。)

② 第3条（保険金を支払わない場合）（3）・（4）

（3）次の①～③のいずれかにあてはまる場合に、保険契約者または補償対象者がわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、告知事項について、アメリカンホーム保険会社に知っている本当のことを告げなかったときまたは本当でないことを告げたときは、アメリカンホーム保険会社は、その告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことを直接の原因としてこの特約第2条（保険金を支払う場合）

（1）の診断確定を受けた身体障害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険期間の開始日より前にこうむった身体障害を直接の原因として、保険期間の開始日からその日を含めて2年を経過した後この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の診断確定を受けた場合は、保険期間の開始日以後の原因によるものとみなして保険金を支払います。

- ① 保険契約の締結をする場合
- ② 保険契約の復活をする場合
- ③ 保険契約の条件の変更（注）をする場合

（注）変更により支払われる保険金に限りです。

（4）（3）の場合において、補償対象者がその診断確定を受ける前に、保険契約者・補償対象者が告知事項の訂正をアメリカンホーム保険会社に書面により申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認したときは、保険金を支払います。

③ 第5条（身体障害の程度の決定）（1）

（1）保険金支払の対象とならない身体障害（注）の影響によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が悪くなった場合は、アメリカンホーム保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

（注）普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）・普通保険約款第7条（保険責任の始め・終り）（3）～（5）・この特約第3条（保険期間と支払責任の関係）（2）～（4）のいずれかにあてはまる身体障害をいいます。

④ 第7条（保険責任の始め・終り）（3）～（5）

（3）保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、この保険契約の保険期間の開始時から、一時払保険料・第1回保険料を領収した時までの期間中にこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の診断確定を受けた場合は保険金を支払いません。

- （4）（適用しません。）
- （5）（適用しません。）

⑤ 第8条（保険期間と支払責任の関係）

（適用しません。）

⑥ 第9条（保険料の払込み）（2）

（2）アメリカンホーム保険会社が保険金を支払う場合において、この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の診断確定を受けた日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払込保険料があるときは、アメリカンホーム保険会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当することができるものとします。

⑦ 第12条（契約年齢・性別の誤りの処置）（3）

（3）（1）・（2）の規定により追加保険料を請求する場合において、追加保険料の領収前に、この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の診断確定を受けたときは、アメリカンホーム保険会社は、誤った契約年齢・性別に基づいた保険料の正しい契約年齢・性別に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

⑧ 第13条（告知義務）（4）・（5）

（4）（2）の規定による解除がこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の診断確定を受けた後になされた場合であっても、普通保険約款第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。

（5）（4）の規定は、（2）に規定する告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことに基づかずに行われたこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の診断確定については適用しません。

⑨ 第19条（重大事由による解除）（3）

（3）（1）・（2）の規定による解除がこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の診断確定（注1）を受けた後になされた場合であっても、普通保険約款第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①～⑤の事由または（2）①・②の事由が生じた時から解除がなされた時までを受けた診断確定（注1）に対しては、アメリカンホーム保険会社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、すでに保険金（注2）を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。

（注1）（2）の規定による解除がなされた場合には、その補償対象者が受けた診断確定をいいます。

（注2）（2）②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、（1）③ア～オのいずれかにあてはまる者の受け取るべき金額に限りです。

⑩ 第23条（保険契約の復活）（4）

（4）保険契約が復活した場合であっても、アメリカンホーム保険会社は、（2）の保険契約の復活を承認する前に、この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の診断確定を受けたときは、保険金を支払いません。

⑪ 第25条（保険料の返還・請求—告知義務等の場合）（5）

（5）（4）の規定により、追加保険料を請求する場合において、アメリカンホーム保険会社の請求に対して、保険契約者がその支払をしなかったときは、アメリカンホーム保険会社は、追加保険料領収前にこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の診断確定を受けた身体障害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款・特約に従い、保険金を支払います。

⑫ 第30条（入院を開始した場合の通知）（1）

（1）補償対象者がこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の診断確定を受けた場合は、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、その診断確定の日からその日を含めて30日以内に、身体障害の内容・その程度等についてアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。この場合において、アメリカンホーム保険会社が書面による通知・説明を求めたときまたは補償対象者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

⑬ 第31条（保険金の請求）（1）・（2）

（1）この特約にかかる保険金のアメリカンホーム保険会社に対する保険金請求権は、補償対象者がこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の診断確定を受けた時から発生し、これを行使することができます。

（2）（適用しません。）

⑭ 第31条（保険金の請求）（7）

（7）アメリカンホーム保険会社は、身体障害の内容・その程度等に応じ、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して、（3）の書類以外の書類・証拠の提出またはアメリカンホーム保険会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、アメリカンホーム保険会社が求めた書類・証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

⑮ 第47条（保険料不払により保険金を支払わない場合）①

① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料（注）を領収した時までの期間中にこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の診断確定が行われた身体障害

⑯ 第47条（保険料不払により保険金を支払わない場合）③

③ 補償対象者がこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）診断確定を受けた時が、その診断確定を受けた時の保険契約の保険期間の開始時から、その保険契約の保険料（注）を領収した時までの期間中であった場合は、その診断確定を受けた身体障害

⑰ 第50条（継続契約の保険料不払により保険金を支払わない場合）

継続前契約の未払込保険料・継続契約の保険料（注）について、継続契約の保険料（注）を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込みがなかった場合は、アメリカンホーム保険会社は、次の①・②のどちらかにあてはまる身体障害、その身体障害を原因とする損害・費用に対しては保険金を支払いません。

① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料（注）を領収した時までの期間中にこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の診断確定を受けた身体障害

② 補償対象者がこの特約第2条（1）の診断確定を受けた時が、その診断確定を受けた時の保険契約の保険期間の開始時から、その保険契約の保険料（注）を領収した時までの期間中であった場合は、その診断確定を受けた身体障害
（注）保険料の払込方法が一時払以外の場合は、第1回保険料をいいます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第1条（用語の意味の取り決め）の悪性新生物・上皮内新生物

対象となる悪性新生物・上皮内新生物

対象となる悪性新生物・上皮内新生物は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のいずれかにあてはまるものとし、分類項目の内容については厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

1. 悪性新生物

分類項目	基本分類コード	支払要件
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14	病理組織学的所見(生検・剖検)に基づき診断確定されたものに限ります。ただし、病理組織学的所見(生検・剖検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
消化器の悪性新生物	C15-C26	
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39	
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41	
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44	
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49	
乳房の悪性新生物	C50	
女性性器の悪性新生物	C51-C58	
男性性器の悪性新生物	C60-C63	
尿路の悪性新生物	C64-C68	
眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69-C72	
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75	
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80	
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96	
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97	

（注）悪性新生物には、上皮内新生物（基本分類コードD00-D07およびD09）を含みません。

2. 上皮内新生物

分類項目	基本分類コード	支払要件
上皮内新生物	D00-D07, D09	次の①・②のどちらも満たす場合に限ります。 ① 病理組織学的所見（生検・剖検）に基づき初めて診断確定された場合 ② 上皮内新生物の治療を直接の目的として開始した入院中に、所定の手術を受けた場合

（注1）上皮内新生物とは、1987年国際対がん連合（UICC）により発行された、「TNM悪性腫瘍の分類 改訂第4版」で、病期分類が0期の上皮内癌を含みます。従って、大腸粘膜内癌等は、上皮内新生物として取り扱います。

（注2）上皮内新生物の「所定の手術」とは、次の①～③のいずれかの手術をいいます。

① 上皮内新生物の開胸術、開腹術

- ② ファイバースコープによる上皮内新生物手術（検査・処置は含まない。）
- ③ その他の上皮内新生物手術（ファイバースコープによる手術は除く。）

5. 特定悪性新生物診断給付金追加支払特約 (ガン診断給付金支払特約用)

この特約の趣旨

この特約は、補償対象者が補償対象者以外の医師により診断確定された悪性新生物に対し、特定悪性新生物診断給付金を支払うことを主な内容としています。

第1条 (用語の意味の取り決め)

この特約において、次の用語の意味は、次のとおり取り決めます。

用語	意味
保険金	特定悪性新生物診断給付金をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) アメリカンホーム保険会社は、補償対象者がガン診断給付金支払特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の診断確定を受けた悪性新生物が、別表に掲げる悪性新生物のうち保険証券に書かれている悪性新生物である場合には、この特約・ガン診断給付金支払特約・普通保険約款の規定に従い、その種類に応じ、保険証券に書かれている特定悪性新生物診断給付金額の全額を保険金として補償対象者に支払います。
- (2) 保険金を支払うべき悪性新生物を2以上併発した場合には、アメリカンホーム保険会社は、それぞれの悪性新生物に対する保険金の額のうち、いずれか高い金額を支払います。
- (3) (1)・(2)の規定にかかわらず、悪性新生物に対する保険金は、保険期間（注）を通じ、1回の支払に限りです。
（注）この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。
- (4) この特約が付帯された普通保険約款に補償対象者の範囲を定める他の特約が付帯されている場合には、(3)の規定はその特約に定める補償対象者ごとに適用します。
- (5) この保険契約が継続契約である場合において、補償対象者がガン診断給付金支払特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の診断確定を受けた時が、この保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、ガン診断給付金支払特約第2条（1）の診断確定を受けた時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

第3条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款第1条（用語・記号の意味の取り決め）の規定中「保険金」の意味を次のとおり読み替えて適用します。

(適用しません。)

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

別表 第2条（保険金を支払う場合）の悪性新生物

対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次の各号

に掲げるものとし、分類項目の内容については厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード	支払要件
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14	病理組織学的所見(生検・剖検)に基づき診断確定されたものに限ります。ただし、病理組織学的所見(生検・剖検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
消化器の悪性新生物	C15-C26	
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39	
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41	
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44	
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49	
乳房の悪性新生物	C50	
女性性器の悪性新生物	C51-C58	
男性性器の悪性新生物	C60-C63	
尿路の悪性新生物	C64-C68	
眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69-C72	
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75	
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80	
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96	
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97	

(注1) 悪性新生物には、上皮内新生物（基本分類コードD00-D07およびD09）を含みません。

(注2) 上皮内新生物とは、1987年国際対がん連合(UICC)により発行された、「TNM悪性腫瘍の分類 改訂第4版」で、病期分類が0期の上皮内癌を含みます。従って、大腸粘膜内癌等は、上皮内新生物として取り扱います。

6. 悪性新生物診断給付金の支払に関する特約 (ガン診断給付金支払特約用)

第1条 (ガン診断給付金支払特約の読み替え)

- (1) アメリカンホーム保険会社は、この特約により、悪性新生物（注）について、ガン診断給付金支払特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の診断確定が行われた悪性新生物（注）に対する治療が終了した日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に再び悪性新生物（注）として補償対象者以外の医師による診断確定が行われた場合は、ガン診断給付金支払特約第2条（4）の規定にかかわらず、後の診断確定に対してもガン診断給付金を支払います。
（注）ガン診断給付金支払特約別表の1悪性新生物をいいます。
- (2) (1)の診断確定以後、再び悪性新生物（注）として補償対象者以外の医師による診断確定が行われ、その診断確

主として補償に関する特約

定が、前の診断確定が行われた悪性新生物（注）に対する治療が終了した日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に行われた場合も、（1）と同様とします。

（注）ガン診断給付金支払特約別表の1悪性新生物をいいます。

第2条（特定悪性新生物診断給付金追加支払特約の読み替え）

この保険契約に特定悪性新生物診断給付金追加支払特約が付帯されている場合には、アメリカンホーム保険会社は、悪性新生物（注）のうち、保険証券に書かれている悪性新生物として第1条（ガン診断給付金支払特約の読み替え）の補償対象者以外の医師による診断確定が行われたときは、特定悪性新生物診断給付金追加支払特約第2条（保険金を支払う場合）（3）の規定にかかわらず、その診断確定に対しても特定悪性新生物診断給付金を支払います。

（注）特定悪性新生物診断給付金追加支払特約別表の悪性新生物をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

7. 傷害死亡・後遺障害保険金支払特約

この特約の趣旨

この特約は、補償対象者がこうむったケガに対してケガ死亡保険金・ケガ後遺障害保険金を支払うことを主な内容としています。

第1条（用語の意味の取り決め）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
危険	ケガの発生の可能性をいいます。
競技等	乗用具による競技・競争・興行（注1）・試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転・操縦をいいます。
ケガ	補償対象者が日本国内・国外において急激で偶然な外来の事故によってこうむったケガをいい、このケガには体の外部から有毒ガス・有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収・摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒・ウイルス性食中毒は含みません。 （注）継続的に吸入・吸収・摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、補償対象者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
事故	ケガの直接の原因となった事故をいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部・必要部位に切除・摘出等の処置を施すことをいいます。
乗用具	自動車等・モーターボート（注）・ゴーカート・スノーモービル・その他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
保険期間	保険証券に書かれている保険期間をいいます。

用語	意味
保険金	ケガ死亡保険金・ケガ後遺障害保険金をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以後については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

アメリカンホーム保険会社は、補償対象者がこうむったケガに対して、この特約・普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

（1）アメリカンホーム保険会社は、次の①～⑬のいずれかにあてはまる事由によって生じたケガに対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または補償対象者のわざとまたはこれに準じた重大な不注意
 - ② 保険金を受け取るべき者（注2）のわざとまたはこれに準じた重大な不注意。ただし、その者がケガ死亡保険金の一部の受取人である場合には、ケガ死亡保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 補償対象者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為
 - ④ 補償対象者が次のア～ウのいずれかにあてはまる間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 酒に酔った状態（注4）で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 補償対象者の脳疾患・病気・心臓喪失
 - ⑥ 補償対象者の妊娠・出産・早産・流産
 - ⑦ 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じたケガが、アメリカンホーム保険会社が保険金を支払うべきケガの治療によるものである場合には、保険金を支払います。
 - ⑧ 補償対象者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他これらに類似の事変・暴動（注5）
 - ⑩ 地震・噴火・これらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質（注6）・核燃料物質（注6）によって汚染された物（注7）の放射性・爆発性・その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑫ ⑨～⑪の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑬ ⑪以外の放射線照射・放射能汚染
 - （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - （注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - （注3）運転する地における法令によるものをいいます。
 - （注4）アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
 - （注5）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - （注6）使用済燃料を含みます。
 - （注7）原子核分裂生成物を含みます。
- （2）アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が頸部症候群（注）・腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

補償対象者が次の①～③のいずれかにあてはまる間に生じた事故によってこうむったケガに対しては、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。

- ① 補償対象者が別表1の運動等を行っている間
- ② 補償対象者の職業が別表2のいずれかにあてはまる場合において、補償対象者がその職業に従事している間
- ③ 補償対象者が次のア～ウのいずれかにあてはまる間
ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウにあてはまる場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準じる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウにあてはまる場合を除き、道路上で競技等に準じる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
ウ. 法令等による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準じる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条（ケガ死亡保険金の支払）

- (1) アメリカンホーム保険会社は、補償対象者がケガをこうむり、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額(注)をケガ死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
(注) その事故の発生した保険年度と同じ保険年度に生じた事故によるケガに対して、すでに支払ったケガ後遺障害保険金がある場合は、保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をいいます。
- (2) この特約が付帯された普通保険約款に補償対象者の範囲を定める他の特約が付帯されている場合には、(1)の規定はその特約に定める補償対象者ごとに適用します。
- (3) 第13条（死亡保険金受取人の変更）(1)・(2)の規定により補償対象者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、アメリカンホーム保険会社は、法定相続分の割合によりケガ死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (4) 第13条（死亡保険金受取人の変更）(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、アメリカンホーム保険会社は、均等の割合によりケガ死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第6条（ケガ後遺障害保険金の支払）

- (1) アメリカンホーム保険会社は、補償対象者がケガをこうむり、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額をケガ後遺障害保険金として補償対象者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \text{別表3に掲げる割合} = \text{ケガ後遺障害保険金の額}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、補償対象者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、アメリカンホーム保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における補償対象者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額をケガ後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表3の後遺障害にあてはまらない後遺障害に対しては、アメリカンホーム保険会社は、別表3の区分に準じ、ケガ後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、別表3の1(3)・(4)、2(3)、4(4)、5(2)の機能障害に至らない障害に対しては、ケガ後遺障害保険金を支払いません。
- (4) 同じ事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、アメリカンホーム保険会社は、そのそれぞれに対し(1)～(3)の規定を適用し、その合計額を支払います。ただ

し、別表3の7～9の上肢(注1)・下肢(注2)の後遺障害に対しては、1肢ごとのケガ後遺障害保険金は保険金額の60%をもって限度とします。

(注1) 腕・手をいいます。

(注2) 脚・足をいいます。

- (5) すでに身体に障害のあった補償対象者がケガをこうむり、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表4の1～5のいずれかにあてはまった場合は、悪くなった後の後遺障害の状態に対応する別表3の割合を適用して、ケガ後遺障害保険金を支払います。ただし、既存障害(注)が、新たな後遺障害の原因となった事故の発生した保険年度と同じ保険年度に生じた事故によるケガにより、この保険契約に基づくケガ後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合によりケガ後遺障害保険金を支払います。

$$\begin{array}{r} \text{悪くなった後の後} \\ \text{遺障害の状態に対} \\ \text{応する割合} \end{array} - \begin{array}{r} \text{既存障害(注)} \\ \text{に対応する割合} \end{array} = \begin{array}{r} \text{適用する} \\ \text{割合} \end{array}$$

(注) すでにあった身体の障害をいいます。

- (6) (1)～(5)の規定に基づいて、アメリカンホーム保険会社が支払うべきケガ後遺障害保険金の額は、各保険年度ごとに、保険金額をもって限度とします。
- (7) この特約が付帯された普通保険約款に補償対象者の範囲を定める他の特約が付帯されている場合には、(6)の規定はその特約に定める補償対象者ごとに適用します。

第7条（死亡の推定）

補償対象者が搭乗している航空機・船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機・船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお補償対象者が発見されないときは、その航空機・船舶が行方不明となった日または遭難した日に、補償対象者がケガによって死亡したものと推定します。

第8条（他の身体の障害・病気の影響）

- (1) 補償対象者がケガをこうむった時すでに存在していた身体の障害・病気の影響により、またはケガをこうむった後にその原因となった事故と関係なく発生したケガ・病気の影響によりそのケガが悪くなった場合は、アメリカンホーム保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がないのに、補償対象者が治療を受けなかったり、または、保険契約者・保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことによりケガが悪くなった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第9条（保険責任の始め・終り）

- (1) アメリカンホーム保険会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。
(注) 保険証券にこれと異なる時刻が書かれている場合はその時刻をいいます。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、一時払保険料・第1回保険料の領収前に事故が生じた場合には、その事故によるケガに対しては、保険金を支払いません。

第10条（保険契約の無効）

普通保険約款第15条（保険契約の無効）の場合のほか、保険契約者以外の者を補償対象者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合(注)に、その補償対象者の同意を得なかったときは、保険契約は無効とします。
(注) 補償対象者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第11条（事故の通知）

- (1) 補償対象者がケガをこうむった場合は、保険契約者・補

償対象者・保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況・ケガの程度をアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。この場合において、アメリカンホーム保険会社が書面による通知・説明を求めたときまたは補償対象者の診断書・死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2) 補償対象者が搭乗している航空機・船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者・保険金を受け取るべき者は、その航空機・船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況をアメリカンホーム保険会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)・(2)の規定に違反した場合、またはその通知・説明について知っている本当のことを告げなかった場合もしくは本当でないことを告げた場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金のアメリカンホーム保険会社に対する保険金請求権は、次の①・②の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
 - ① ケガ死亡保険金については、補償対象者が死亡した時
 - ② ケガ後遺障害保険金については、補償対象者に後遺障害が生じた時・事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 補償対象者・保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第31条(保険金の請求)に規定する書類のほか、次の①・②の書類のうちアメリカンホーム保険会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 補償対象者の戸籍謄本
 - ② 補償対象者が死亡した場合で、死亡保険金受取人を定めなかったときは、法定相続人の戸籍謄本

第13条 (死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、補償対象者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、補償対象者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、そのことをアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知がアメリカンホーム保険会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知がアメリカンホーム保険会社に到達する前にアメリカンホーム保険会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がそのことをアメリカンホーム保険会社に通知しなければ、その変更をアメリカンホーム保険会社に対抗することができません。なお、その通知がアメリカンホーム保険会社に到達する前にアメリカンホーム保険会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)・(5)の規定により、死亡保険金受取人を補償対象者の法定相続人以外の者に変更する場合は、補償対象者

の同意がなければその効力は生じません。

- (8) 死亡保険金受取人が補償対象者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。
(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第14条 (時効)

保険金請求権は、第12条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第15条 (契約内容の登録)

- (1) アメリカンホーム保険会社は、この保険契約締結の際(注1)、次の事項を協会(注2)に登録することがあります。
 - ① 保険契約者の氏名・住所・生年月日
 - ② 補償対象者の氏名・住所・生年月日・性別
 - ③ 死亡保険金受取人の氏名
 - ④ 特約保険金額
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ アメリカンホーム保険会社名
 - ⑦ 補償対象者同意の有無(注1) 保険契約継続の際を含みます。
(注2) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。
- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された補償対象者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会(注)に照会し、その結果を保険契約の解除・保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
(注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。
- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除・保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4) 協会(注)および各損害保険会社は、(1)の登録内容・(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された補償対象者にかかる保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店・犯罪捜査等に当たる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
(注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。
- (5) 保険契約者・補償対象者は、その本人にかかる(1)の登録内容・(2)の規定による照会結果について、アメリカンホーム保険会社・協会(注)に照会することができます。
(注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

第16条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条(用語・記号の意味の取り決め)の規定中「危険」・「ケガ」・「保険期間」・「保険金」の意味

(適用しません。)

② 第3条（保険金を支払わない場合）（1）～（4）

- (1)（適用しません。）
(2)（適用しません。）
(3) 次の①～③のいずれかにあてはまる場合に、保険契約者または補償対象者がわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、告知事項について、アメリカンホーム保険会社を知っている本当のことを告げなかったときまたは本当でないことを告げたときは、アメリカンホーム保険会社は、その告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことを直接の原因としてこうむったケガに対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約の締結をする場合
② 保険契約の復活をする場合
③ 保険契約の条件の変更（注）をする場合

（注）変更により支払われる保険金に限りです。

- (4) (3) の場合において、補償対象者がケガをこうむる前に、保険契約者・補償対象者が告知事項の訂正をアメリカンホーム保険会社に書面により申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認したときは、保険金を支払います。

③ 第5条（身体障害の程度の決定）

（適用しません。）

④ 第6条（身体障害の取扱い）

（適用しません。）

⑤ 第7条（保険責任の始め・終り）

（適用しません。）

⑥ 第8条（保険期間と支払責任の関係）

（適用しません。）

⑦ 第9条（保険料の払込み）（2）

- (2) アメリカンホーム保険会社が保険金を支払う場合において、ケガをこうむった日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払込保険料があるときは、アメリカンホーム保険会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当することができるものとします。

⑧ 第13条（告知義務）（3）③

- (3) ③ 保険契約者・補償対象者が、補償対象者がケガをこうむる前に、告知事項につき、書面をもって訂正をアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認した場合。なお、アメリカンホーム保険会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事項が、保険契約締結（注1）の際にアメリカンホーム保険会社に告げられていたとしても、アメリカンホーム保険会社が保険契約を締結（注1）していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

⑨ 第13条（告知義務）（4）・（5）

- (4) (2) の規定による解除がケガの生じた後になされた場合であっても、普通保険約款第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。
(5) (4) の規定は、(2) に規定する告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことに基づかず、こうむったケガについては適用しません。

⑩ 第19条（重大事由による解除）（3）

- (3) (1)・(2) の規定による解除がケガ（注1）の生じた後になされた場合であっても、普通保険約款第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①～⑤の事由または(2) ①・②の事由が生じた時から解除がなされた時まで生じたケガ（注1）に対しては、アメリカンホーム保険会社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、すでに保険金（注2）を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。

（注1）(2) の規定による解除がなされた場合には、その補償対象者に生じたケガをいいます。

（注2）(2) ②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③ア～オのいずれかにあてはまる者の受け取るべき金額に限りです。

⑪ 第23条（保険契約の復活）（4）

- (4) 保険契約が復活した場合であっても、アメリカンホーム保険会社は、(2) の保険契約の復活を承認する前にケガをこうむったときは、保険金を支払いません。

⑫ 第25条（保険料の返還・請求－告知義務等の場合）（5）

- (5) (4) の規定により、追加保険料を請求する場合において、アメリカンホーム保険会社の請求に対して、保険契約者がその支払をしなかったときは、アメリカンホーム保険会社は、追加保険料領収前にこうむったケガに対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款・特約に従い、保険金を支払います。

⑬ 第30条（入院を開始した場合の通知）

（適用しません。）

⑭ 第31条（保険金の請求）（1）・（2）

- (1)（適用しません。）
(2)（適用しません。）

⑮ 第31条（保険金の請求）（7）・（8）

- (7) アメリカンホーム保険会社は、事故の内容・ケガの程度等に応じ、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して、(3)・この特約第12条（保険金の請求）(2) の書類以外の書類・証拠の提出またはアメリカンホーム保険会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、アメリカンホーム保険会社が求めた書類・証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
(8) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(7) の規定に違反した場合または(3)～(5)・(7)・この特約第12条（保険金の請求）(2) の書類に知っている本当のことを書かなかつた場合もしくは本当でないことを書いた場合、もしくはその書類・証拠を偽造・変造した場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

⑯ 第32条（保険金の支払時期）（1）・（2）

（1）アメリカンホーム保険会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、アメリカンホーム保険会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因・事故発生の状況・ケガ発生の有無・補償対象者にあてはまる事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由にあてはまる事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、ケガの程度・事故とケガとの関係・治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除・無効・失効・取消しの事由にあてはまる事実の有無

（注）補償対象者・保険金を受け取るべき者が普通保険約款第31条（保険金の請求）（3）～（5）およびこの特約第12条（保険金の請求）（2）の規定による手続を完了した日をいいます。

（2）（1）の確認をするため、次の特別な照会・調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、アメリカンホーム保険会社は、確認が必要な事項・その確認を終えるべき時期を補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① （1）①～④の事項を確認するための、警察・検察・消防・その他の公の機関による捜査・調査の照会（注3） 180日

② （1）①～④の事項を確認するための、医療機関・検査機関・その他の専門機関による診断・鑑定等の結果の照会 90日

③ （1）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①～④の事項の確認のための調査 60日

⑤ （1）①～④の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）補償対象者・保険金を受け取るべき者が普通保険約款第31条（保険金の請求）（3）～（5）およびこの特約第12条（保険金の請求）（2）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数にあてはまる場合は、そのうち最長の日数をいいます。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

⑰ 第33条（アメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）

（1）アメリカンホーム保険会社は、この特約第11条（事故の通知）の規定による通知・普通保険約款第31条（保険金の請求）・この特約第12条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、ケガの程度の認定・その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対しアメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した補償対象者の診断書・死体検案書の提出を求めることができます。また、補償対象者の身体障害の症状・治療内容等について、アメリカンホーム保険会社は、その診断を行った医師・病院等に対して直接確認を行い説明を求めることができます。

⑱ 第34条（時効）

（適用しません。）

⑲ 第38条（保険契約者が複数の場合の取扱い）（1）・（2）

（1）この保険契約について、保険契約者・死亡保険金受取人が2名以上である場合は、アメリカンホーム保険会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者・死亡保険金受取人を代理するものとします。

（2）（1）の代表者が定まらない場合・その所在がわからない場合には、保険契約者・死亡保険金受取人の中の1名に対して行うアメリカンホーム保険会社の行為は、他の保険契約者・死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

⑳ 第53条（継続契約における保険料の取扱い）

（1）保険料の払込方法が一時払の保険契約の場合の継続契約の保険料については、この特約第9条（保険責任の始め・終り）（3）の規定は適用しません。

（2）保険料の払込方法が年払・半年払・月払の保険契約の場合の継続契約の第1回保険料については、この特約第9条（保険責任の始め・終り）（3）の規定を適用せず、普通保険約款第22条（第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除）（1）の規定を準用します。

第17条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第4条（保険金を支払わない場合—その2）①の運動等

山岳登山（注1）・リュージュ・ポブスレー・スケルトン・航空機（注2）操縦（注3）・スカイダイビング・ハングライダー搭乗・超軽量動力機（注4）搭乗・ジャイロプレーン搭乗・その他これらに類する危険な運動

（注1）ピッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）

（注2）グライダー・飛行船を除きます。

（注3）職務として操縦する場合を除きます。

（注4）モーターハングライダー・マイクロライト機・ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表2 第4条（保険金を支払わない場合—その2）②の職業

オートテスター（注1）・オートバイ競争選手・自動車競争選手・自転車競争選手・モーターボート競争選手・猛獣取扱者（注2）・拳闘家（注3）・プロレスラー・ローラーゲーム選手（注4）・力士・その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

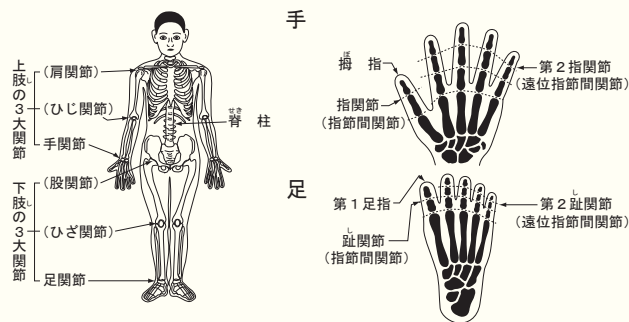
（注1）テストライダーを含みます。

- (注2) 動物園の飼育係を含みます。
 (注3) プロボクサーを含みます。
 (注4) レフリーを含みます。

別表3 ケガ後遺障害保険金支払区分表

1. 眼の障害
 - (1) 両眼が失明した場合 …… 100%
 - (2) 1眼が失明した場合 …… 60%
 - (3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合 …… 5%
 - (4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう）となった場合 …… 5%
2. 耳の障害
 - (1) 両耳の聴力を全く失った場合 …… 80%
 - (2) 1耳の聴力を全く失った場合 …… 30%
 - (3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合 …… 5%
3. 鼻の障害
 - (1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合 …… 20%
4. 咀嚼、言語の障害
 - (1) 咀嚼または言語の機能を全く廃した場合 …… 100%
 - (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残す場合 …… 35%
 - (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残す場合 …… 15%
 - (4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合 …… 5%
5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう）の醜状
 - (1) 外貌に著しい醜状を残す場合 …… 15%
 - (2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの癍痕、長さ3cmの線状痕程度をいう）を残す場合 …… 3%
6. 脊柱の障害
 - (1) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残す場合 …… 40%
 - (2) 脊柱に運動障害を残す場合 …… 30%
 - (3) 脊柱に奇形を残す場合 …… 15%
7. 腕（手関節以上をいう）、脚（足関節以上をいう）の障害
 - (1) 1腕または1脚を失った場合 …… 60%
 - (2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合 …… 50%
 - (3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合 …… 35%
 - (4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合 …… 5%
8. 手指の障害
 - (1) 1手の母指を指関節（指節間関節）以上で失った場合 …… 20%
 - (2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合 …… 15%
 - (3) 母指以外の1指を第2指関節（遠位指節間関節）以上で失った場合 …… 8%
 - (4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合 …… 5%
9. 足指の障害
 - (1) 1足の第1足指を指関節（指節間関節）以上で失った場合 …… 10%
 - (2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残す場合 …… 8%
 - (3) 第1足指以外の1足指を第2指関節（遠位指節間関節）以上で失った場合 …… 5%
 - (4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合 …… 3%
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合 …… 100%
 (注1) 7～9の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節等の説明図



別表4 第6条（ケガ後遺障害保険金の支払）（5）の後遺障害

1. 両眼が失明した場合
2. 両耳の聴力を全く失った場合
3. 両腕（手関節以上をいう）を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
4. 両脚（足関節以上をいう）を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
5. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
 注1 3・4の規定中「手関節」および「足関節」については別表3（注2）の関節等の説明図によります。
 注2 3・4の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

8. 地震・噴火・津波危険補償特約（傷害死亡・後遺障害保険金支払特約用）

アメリカンホーム保険会社は、この特約により、傷害死亡・後遺障害保険金支払特約第3条（保険金を支払わない場合—その1）（1）⑩・⑫の規定にかかわらず、次の①・②のどちらかにあてはまる事由によって生じたケガに対しても、保険金を支払います。

- ① 地震・噴火・これらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故（注）・これらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故（注）
 （注）ケガの直接の原因となった事故をいいます。

9. 個人賠償責任補償特約

この特約の趣旨

この特約は、補償対象者が他人の身体の障害・財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによってこうむった損害に対して、賠償責任保険金を支払うことを主な目的としています。

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の意味の取り決め）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
財物の破損	財物の滅失・汚損・損傷をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
住宅	本人が居住するための住宅（注）をいいます。 （注）敷地内の動産・不動産・一時的に居住する補償対象者所有の住宅（いわゆる別荘）を含みます。
身体の障害	ケガ・病気・後遺障害・死亡をいいます。

主として補償に
関する特約

用語	意味
保険金	賠償責任保険金をいいます。
本人	保険証券に書かれている補償対象者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は補償対象者の自己負担となります。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が、次の①・②のどちらかにあてはまる偶然な事故（注1）により、他人の身体の障害・他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによってこうむった損害に対して、この特約・普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故
- ② 補償対象者の日常生活（注2）に起因する偶然な事故（注1）この後「事故」と省略します。（注2）住宅以外の不動産の所有・使用・管理を除きます。

第3条（支払保険金の範囲）

アメリカンホーム保険会社が支払う保険金の範囲は、次の①～⑤のいずれかにあてはまるものに限ります。

- ① 補償対象者が被害者に支払うべき損害賠償金
- ② 第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、補償対象者が第9条（事故の発生）（1）②に規定する第三者に対する求償権の保全・行使・その他損害を防止・軽減するために要した必要・有益な費用
- ③ ②の損害を防止・軽減するために必要・有益と認められる手段を講じた後において、補償対象者に損害賠償責任がないと判明した場合、補償対象者が被害者のために支出した応急手当・護送・その他緊急措置に要した費用・支出についてあらかじめアメリカンホーム保険会社の書面による同意を得た費用
- ④ 補償対象者がアメリカンホーム保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁・和解・調停に要した費用
- ⑤ 第10条（アメリカンホーム保険会社による解決）（1）に規定するアメリカンホーム保険会社による損害賠償請求の解決に協力するために補償対象者が支出した費用

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

アメリカンホーム保険会社は、次の①～④のいずれかにあてはまる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または補償対象者の故意
- ② 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他これらに類似の事変・暴動（注2）
- ③ 地震・噴火・これらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）・核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性・爆発性・その他の有害な特性またはこれらの特性による事故（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。（注3）使用済燃料を含みます。（注4）原子核分裂生成物を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が次の①～⑨のいずれかにあてはまる損害賠償責任を負担することによってこうむった損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 補償対象者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 主に補償対象者の職務に用いられる動産・不動産（注1）の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任
- ③ 補償対象者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 補償対象者の使用人が補償対象者の事業・業務に従事中にこうむった身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、補償対象者が家事使用人として使用する者である場合には、保険金を支払います。
- ⑤ 補償対象者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 補償対象者が所有・使用・管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 補償対象者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 補償対象者または補償対象者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶・車両（注2）、銃器（注3）の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任（注1）住宅の一部が主に補償対象者の職務のために用いられる場合は、その部分を含みます。（注2）原動力がもっぱら人力であるものを除きます。（注3）空気銃を除きます。

第6条（補償対象者の範囲）

- (1) この特約における補償対象者は、本人のほか、次の①～③のいずれかにあてはまる者をいいます。ただし、責任無能力者は含まないものとします。
 - ① 本人の配偶者
 - ② 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
 - ③ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- (2) (1)の本人と本人以外の補償対象者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第7条（保険金の支払額）

アメリカンホーム保険会社が支払うべき保険金の額は、次の①・②の金額の合計額とします。

- ① 1回の事故につき、損害賠償金が保険証券に書かれている免責金額を超える場合には、その超えた額。ただし、1回の事故につき、保険金額を支払の限度とします。
- ② 第3条（支払保険金の範囲）②～⑤の費用についてはその全額。ただし、第3条④の費用は、1回の事故につき、第3条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{第3条④の費用} \times \frac{\text{第3条①の損害賠償金の額}}{\text{第3条④の費用に対して支払う保険金の額}} = \text{第3条④の費用}$$

第3章 基本条項

第8条（保険責任の始め・終り）

- (1) アメリカンホーム保険会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。（注）保険証券にこれと異なる時刻が書かれている場合はその時刻をいいます。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、一時払保険料・第1回保険料の領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第9条（事故の発生）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害・財物の破損が発生したことを知った場合は、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、次の①～④の事項を履行しなければなりません。
 - ① 事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名・年齢・職

業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所・氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、アメリカンホーム保険会社に通知すること。この場合において、アメリカンホーム保険会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

- ② 第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全・行使について必要な手続をとり、その他損害を防止・軽減するために必要ないっさいの手段を講ずること。
 - ③ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめアメリカンホーム保険会社の承認を得ること。ただし、応急手当・護送・その他の緊急措置をとることを妨げません。
 - ④ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合・提起された場合は、ただちに書面によりアメリカンホーム保険会社に通知すること。
- (2) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)①～④に規定する義務に違反した場合は、アメリカンホーム保険会社は、(1)①・④のときはそれによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。また、(1)②のときは防止・軽減することができたと認められる損害額を、(1)③のときは損害賠償責任がないと認められる部分を、それぞれ差し引いて保険金を支払います。

第10条 (アメリカンホーム保険会社による解決)

- (1) アメリカンホーム保険会社は、必要と認められた場合は、補償対象者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、補償対象者は、アメリカンホーム保険会社の求めに応じ、その遂行についてアメリカンホーム保険会社に協力しなければなりません。
- (2) 補償対象者が、正当な理由がなく(1)の規定による協力に応じない場合は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金のアメリカンホーム保険会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。
 - ① 第3条(支払保険金の範囲)①の損害賠償金については、損害賠償金の額が確定した時
 - ② 第3条②～⑤の費用については、補償対象者が費用を負担した時
- (2) 補償対象者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑦のいずれかの書類のうちアメリカンホーム保険会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ アメリカンホーム保険会社の定める事故状況報告書
 - ④ 示談書その他これに代わるべき書類
 - ⑤ 損害を証明する書類
 - ⑥ 保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類・委任を受けた者の印鑑証明書
 - ⑦ その他アメリカンホーム保険会社が第12条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類・証拠として保険契約締結の際にアメリカンホーム保険会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) (2)の場合において、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無・その内容(注)の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。

(注)すでに他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、そのことを含みます。
- (4) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が正

当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は、アメリカンホーム保険会社は、これによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (5) 補償対象者に保険金を請求できない事情がある場合には、普通保険約款第36条(保険金請求代理人の指定・変更)に規定する指定代理人がその事情を示す書類をもってそのことをアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社の承認を得たうえで、補償対象者の代理人として保険金を請求することができます。
- (6) 次の①～③のすべてにあてはまる場合は、以下のア～ウのいずれかの者が、その事情を示す書類をもってそのことをアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社の承認を得たうえで、補償対象者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 補償対象者に保険金を請求できない事情がある場合
 - ② 指定代理人がいない場合(注1)または指定代理人に保険金を請求できない事情がある場合
 - ③ 補償対象者の代理人がいない場合または補償対象者の代理人に保険金を請求できない事情がある場合

ア.	補償対象者と同居・生計を共にする配偶者(注2)
イ.	アに規定する者がいない場合・アに規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、補償対象者と同居・生計を共にする3親等内の親族
ウ.	ア・イに規定する者がいない場合またはア・イに規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、ア以外の配偶者(注2)・イ以外の3親等内の親族

(注1) 指定していない場合を含みます。

(注2) 法律上の配偶者に限ります。

- (7) (5)・(6)の規定による補償対象者の代理人からの保険金の請求に対して、アメリカンホーム保険会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。
- (8) アメリカンホーム保険会社は、損害の程度等に応じ、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して、(2)の書類以外の書類・証拠の提出またはアメリカンホーム保険会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、アメリカンホーム保険会社が求めた書類・証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (9) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(8)の規定に違反した場合、(2)・(3)・(5)・(6)・(8)の書類に知っている本当のことを書かなかった場合もしくは本当でないことを書いた場合、もしくはその書類・証拠を偽造・変造した場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条 (保険金の支払時期)

- (1) アメリカンホーム保険会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、アメリカンホーム保険会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因・事故発生状況・損害発生の有無・補償対象者にあてはまる事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由にあてはまる事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額・事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除・無効・失効・取消しの事由にあてはまる事実の有無
 - ⑤ ①～④のほか、他の保険契約等の有無・内容、損害につ

いて補償対象者が有する損害賠償請求権その他の債権およびすでに取得したものの有無および内容等、アメリカンホーム保険会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 補償対象者・保険金を受け取るべき者が第11条(保険金の請求)(2)・(5)・(6)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次の特別な照会・調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、アメリカンホーム保険会社は、確認が必要な事項・その確認を終えるべき時期を補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)①～⑤の事項を確認するための、警察・検察・消防・その他の公の機関による捜査・調査の照会(注3) 180日

② (1)①～⑤の事項を確認するための、医療機関・検査機関・その他の専門機関による診断・鑑定等の結果の照会 90日

③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 60日

⑤ (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 補償対象者・保険金を受け取るべき者が第11条(保険金の請求)(2)・(5)・(6)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数にあてはまる場合は、そのうち最長の日数をいいます。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)・(2)の必要な事項の確認に際し、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1)・(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者とアメリカンホーム保険会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第13条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条(支払保険金の範囲)の損害賠償金・費用の額を超えるときは、アメリカンホーム保険会社は、次の①・②の額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合

第3条の損害賠償金・費用の合計額(注)から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた額とします。

第14条 (時効)

保険金請求権は、第11条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第15条 (代位)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)の損害が生じたことにより補償対象者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、アメリカンホーム保険会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権はアメリカンホーム保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① アメリカンホーム保険会社が損害賠償金・費用の全額を保険金として支払った場合
補償対象者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

補償対象者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害賠償金・費用の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、アメリカンホーム保険会社に移転せずに補償対象者が引き続き有する債権は、アメリカンホーム保険会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、アメリカンホーム保険会社が取得する(1)・(2)の債権の保全・行使およびそのためにアメリカンホーム保険会社が必要とする証拠・書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、アメリカンホーム保険会社の負担とします。

(4) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第16条 (先取特権)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)に規定する事故にかかわる損害賠償請求権者は、補償対象者のアメリカンホーム保険会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

(注) 第3条(支払保険金の範囲)の費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) アメリカンホーム保険会社は、次の①～④のいずれかにあてはまる場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 補償対象者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、アメリカンホーム保険会社から補償対象者に支払う場合(注1)

② 補償対象者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、補償対象者の指図により、アメリカンホーム保険会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 補償対象者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、アメリカンホーム保険会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 補償対象者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、アメリカンホーム保険会社が補償対象者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、アメリカンホーム保険会社から補償対象者に支払う場合(注2)

(注1) 補償対象者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①・④の規定により補償対象者がアメリカンホーム保険会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第3条(支払保険金の範囲)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第17条 (損害賠償請求権者の権利と補償対象者の権利の調整)

保険証券に書かれている保険金額が、第16条(先取特権)

(2)②・③の規定により損害賠償請求権者に対して支払わ

れる保険金と補償対象者が第3条（支払保険金の範囲）の規定によりアメリカンホーム保険会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、アメリカンホーム保険会社は、補償対象者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第18条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条（用語・記号の意味の取り決め）の規定中「保険金」の意味

（適用しません。）

- ② 第3条（保険金を支払わない場合）

（適用しません。）

- ③ 第7条（保険責任の始め・終り）

（適用しません。）

- ④ 第8条（保険期間と支払責任の関係）

（適用しません。）

- ⑤ 第9条（保険料の払込み）（2）

（2）アメリカンホーム保険会社が保険金を支払う場合において、損害が生じた日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払込保険料があるときは、アメリカンホーム保険会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当することができるものとします。

- ⑥ 第12条（契約年齢・性別の誤りの処置）（3）

（適用しません。）

- ⑦ 第13条（告知義務）（3）③

（3）③ 保険契約者・補償対象者が、この特約第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正をアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認した場合。なお、アメリカンホーム保険会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事項が、保険契約締結（注1）の際にアメリカンホーム保険会社に告げられていたとしても、アメリカンホーム保険会社が保険契約を締結（注1）していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

- ⑧ 第13条（告知義務）（4）・（5）

（4）（2）の規定による解除が損害の生じた後になされた場合であっても、普通保険約款第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。

（5）（4）の規定は、（2）に規定する告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことに基づかずに発生したこの特約第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

- ⑨ 第19条（重大事由による解除）（1）①

（1）① 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、アメリカンホーム保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

- ⑩ 第20条（補償対象者による保険契約の解除請求）

（適用しません。）

- ⑪ 第23条（保険契約の復活）（4）

（4）保険契約が復活した場合であっても、アメリカンホーム保険会社は、（2）の保険契約の復活を承認する前にこの特約第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生したときは、保険金を支払いません。

- ⑫ 第25条（保険料の返還・請求－告知義務等の場合）（5）

（5）（4）の規定により、追加保険料を請求する場合において、アメリカンホーム保険会社の請求に対して、保険契約者がその支払をしなかったときは、アメリカンホーム保険会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款・特約に従い、保険金を支払います。

- ⑬ 第30条（入院を開始した場合の通知）

（適用しません。）

- ⑭ 第31条（保険金の請求）

（適用しません。）

- ⑮ 第32条（保険金の支払時期）

（適用しません。）

- ⑯ 第34条（時効）

（適用しません。）

- ⑰ 第35条（代位）

（適用しません。）

- ⑱ 第53条（継続契約における保険料の取扱い）

（1）保険料の払込方法が一時払の保険契約の場合の継続契約の保険料については、この特約第8条（保険責任の始め・終り）（3）の規定は適用しません。

（2）保険料の払込方法が年払・半年払・月払の保険契約の場合の継続契約の第1回保険料については、この特約第8条（保険責任の始め・終り）（3）の規定を適用せず、普通保険約款第22条（第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除）（1）の規定を準用します。

第19条（重大事由解除に関する特別）

アメリカンホーム保険会社は、普通保険約款第19条（重大事由による解除）（2）・（3）の規定を次のとおり読み替え、（4）の規定を追加してこの特約に適用します。

（2）アメリカンホーム保険会社は、次のいずれかにあてはまる事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

① 補償対象者が、（1）③ア～ウ・オのいずれかにあてはまること。

② 補償対象者に生じた損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、（1）③ア～オのいずれかにあてはまること。

（注）その補償対象者にかかる部分に限ります。

（3）（1）・（2）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①～⑤の事由または（2）①・②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたとき

は、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。

- (4) 保険契約者・補償対象者が(1)③ア～オのいずれかにあてはまることにより(1)・(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
- ① (1)③ア～ウ・オのいずれにもあてはまらない補償対象者に生じた損害
 - ② (1)③ア～ウ・オのいずれかにあてはまる補償対象者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第20条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

10. ガン手術保険金支払特約 (独立定額型)

この特約の趣旨

この特約は、補償対象者が補償対象者以外の医師によりガンと診断確定された場合において、その治療を目的として手術を受けたときに、ガン手術保険金を支払うことを主な内容としています。

第1条 (用語の意味の取り決め)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
ガン	別表1の悪性新生物・上皮内新生物をいい、別表1に定める支払要件を満たすものに限り、ます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部・必要部位に切除・摘出等の処置を施すことをいいます。
身体障害	普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の身体障害をいいます
治療	医師による治療をいいます。ただし、補償対象者が医師である場合は、補償対象者以外の医師による治療をいいます。
保険金	ガン手術保険金をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) アメリカンホーム保険会社は、補償対象者がこうむった身体障害がガンであると補償対象者以外の医師が初めて診断確定した場合において、その身体障害の治療を直接の目的として、病院等において別表2の手術を受けたときは、この特約・普通保険約款の規定に従い、次の算式によって算出した額を、保険金として補償対象者に支払います。

$$\text{保険証券に書かれたガン手術保険金額} \times \frac{\text{手術の種類に応じた別表2の倍率(注)}}{1} = \text{保険金の額}$$

(注) 同時に2以上の手術を受けた場合は、そのうちもっとも高い倍率をいいます。

- (2) (1)の規定にかかわらず、(1)のガン診断確定後、補償対象者が新たにこうむった身体障害が補償対象者以外の医師により診断確定されたガンであった場合も、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払います。
- (3) (1)・(2)のガンとは、補償対象者以外の医師により病理組織学的所見(注)に基づき診断確定されたものをいいます。ただし、別表1の悪性新生物の場合に限り、病理組織学的所見(注)が得られないときには、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- (注) 生検・剖検をいいます。
- (4) この保険契約が継続契約である場合において、補償対象

者が(1)・(2)の診断確定を受けた時が、この保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、(1)・(2)の診断確定を受けた時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

第3条 (保険期間と支払責任の関係)

- (1) アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が保険期間(注)中に第2条(保険金を支払う場合)(1)・(2)の診断確定を受け、かつ、別表2の手術が行われた場合に限り、保険金を支払います。
- (注) この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初度契約である場合において、補償対象者が第2条(保険金を支払う場合)(1)・(2)の診断確定を受けた時が保険期間の初日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、補償対象者が第2条(保険金を支払う場合)(1)・(2)の診断確定を受けた時がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の初日からその日を含めてその保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。
- (4) (1)の規定にかかわらず、保険期間の開始時(注)より前にこうむった身体障害を直接の原因として、保険期間の開始日からその日を含めて2年を経過した後に第2条(保険金を支払う場合)(1)の手術を行った場合は、保険期間の初日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より後に診断確定を受けたガンによる手術とみなします。
- (注) この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた最初の保険期間の開始時をいいます。
- (5) この保険契約に家族特約が付帯されている場合には、家族特約第4条(補償対象者の追加・変更)(2)の規定により補償対象者の資格を取得した家族特約第2条(補償対象者の範囲)(1)①・②の補償対象者については、(2)～(4)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初度契約である場合において、補償対象者がこの特約第2条(保険金を支払う場合)(1)・(2)の診断確定を受けた時が補償対象者の資格を取得した日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、補償対象者がこの特約第2条(保険金を支払う場合)(1)・(2)の診断確定を受けた時がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の補償対象者の資格を取得した日からその日を含めてその保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。
- (4) (1)の規定にかかわらず、補償対象者の資格を取得する前にこうむった身体障害を直接の原因として、補償対象者の資格を取得した日からその日を含めて2年を経過した後に第2条(保険金を支払う場合)(1)の手術を行った場合は、補償対象者の資格を取得した日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より後に診断確定を受けたガンによる手術とみなします。

第4条 (特約の無効)

- (1) 補償対象者が保険期間 (注) の初日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前に第2条 (保険金を支払う場合) (1) の診断確定を受けていた場合は、保険契約者・補償対象者がそのことを知っていたか、知らなかったかにかかわらずこの特約は無効とします。
- (注) この保険契約が初度契約である場合にはその保険期間、この保険契約が継続契約である場合にはこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間をいいます。
- (2) (1) のほか、この特約の復活時より前に補償対象者が第2条 (保険金を支払う場合) (1) の診断確定を受けていた場合は、保険契約者・補償対象者がそのことを知っていたか、知らなかったかにかかわらずこの特約の復活自体は無効とします。

第5条 (保険料の返還—特約の無効の場合)

- (1) 第4条 (特約の無効) (1) の場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険料を次の①～③のように取り扱います。
- ① 保険契約締結以前に補償対象者が第2条 (保険金を支払う場合) (1) の診断確定を受けていたことを保険契約者・補償対象者のどちらも知らなかった場合には、保険料を保険契約者に返還します。
- ② 保険契約締結以前に補償対象者が第2条 (保険金を支払う場合) (1) の診断確定を受けていたことを保険契約者・補償対象者のうち少なくともどちらかが知っていた場合は、保険料は返還しません。
- ③ 保険契約締結後、保険期間の初日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前に補償対象者が第2条 (保険金を支払う場合) (1) の診断確定を受けた場合は、保険料を保険契約者に返還します。
- (2) 第4条 (特約の無効) (2) の場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険料を次の①・②のように取り扱います。
- ① 保険契約の復活時より前に補償対象者が第2条 (保険金を支払う場合) (1) の診断確定を受けていたことを保険契約者・補償対象者のどちらも知らなかった場合には、アメリカンホーム保険会社は、普通保険約款第22条 (第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除) (2) の規定による解除後に払い込まれた保険料を保険契約者に返還します。
- ② 保険契約の復活時より前に補償対象者が第2条 (保険金を支払う場合) (1) の診断確定を受けていたことを保険契約者・補償対象者のうち少なくともどちらかが知っていた場合には、保険料を返還しません。

第6条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条 (用語・記号の意味の取り決め) の規定中「治療」・「保険金」の意味

(適用しません。)

- ② 第3条 (保険金を支払わない場合) (3) ~ (5)

(3) 次の①～③のいずれかにあてはまる場合に、保険契約者または補償対象者がわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、告知事項について、アメリカンホーム保険会社に知っている本当のことを告げなかったときまたは本当でないことを告げたときは、アメリカンホーム保険会社は、その告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことを直接の原因として行われたこの特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の手術に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険期間の開始時より前にこうむった身体障害を直接の原因として、保険期間

の開始日からその日を含めて2年を経過した後にこの特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の手術を行った場合は、保険期間の開始日以後の原因によるものとみなして保険金を支払います。

- ① 保険契約の締結をする場合
② 保険契約の復活をする場合
③ 保険契約の条件の変更 (注) をする場合

(注) 変更により支払われる保険金に限りです。

- (4) (3) の場合において、補償対象者がその診断確定を受ける前に、保険契約者・補償対象者が告知事項の訂正をアメリカンホーム保険会社に書面により申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認したときは、保険金を支払います。
- (5) アメリカンホーム保険会社は、美容上の処置のみを目的とするこの特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の手術に対しては保険金を支払いません。ただし、これらの原因が身体障害による場合には、保険金を支払います。

- ③ 第5条 (身体障害の程度の決定) (1)

(1) 保険金支払の対象とならない身体障害 (注) の影響によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が悪くなった場合は、アメリカンホーム保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払いません。

(注) 普通保険約款第3条 (保険金を支払わない場合)・普通保険約款第7条 (保険責任の始め・終り) (3) ~ (5)・この特約第3条 (保険期間と支払責任の関係) (2) ~ (4) のいずれかにあてはまる身体障害をいいます。

- ④ 第6条 (身体障害の取扱い)

(適用しません。)

- ⑤ 第7条 (保険責任の始め・終り) (3) ~ (5)

(3) 保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、この保険契約の保険期間の開始時から、一時払保険料・第1回保険料を領収した時までの期間中にこの特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の診断確定を受けた場合は保険金を支払いません。

(4) 保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、この保険契約の保険期間の開始時から、一時払保険料・第1回保険料を領収した時までの期間中に行われたこの特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の手術については、保険金を支払いません。

(5) 保険期間が始まった後でも、補償対象者がこの特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の診断確定を受けた時が、その診断確定を受けた時の医療総合保険契約の保険期間の開始時から、その医療総合保険契約の一時払保険料・第1回保険料を領収した時までの期間中であつた場合は、アメリカンホーム保険会社は、その診断確定を受けた身体障害によってその医療総合保険契約の継続契約の保険期間中に行われたこの特約第2条 (1)・(2) の手術については、保険金を支払いません。

- ⑥ 第8条 (保険期間と支払責任の関係)

(適用しません。)

- ⑦ 第9条 (保険料の払込み) (2)

(2) アメリカンホーム保険会社が保険金を支払う場合において、この特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の手術が行われた日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払込保険料があるときは、アメリカンホーム保険会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当することができるものとします。

⑧ 第12条 (契約年齢・性別の誤りの処置) (3) ①・②

- (3) ① 追加保険料の領収前に、この特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の診断確定を受けた場合
- ② 追加保険料の領収前に、この特約第2条 (1)・(2) の手術が行われた場合

⑨ 第13条 (告知義務) (3) ③

- (3) ③ 保険契約者・補償対象者が、補償対象者がこの特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の診断確定を受ける前に、告知事項につき、書面をもって訂正をアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認した場合。なお、アメリカンホーム保険会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事項が、保険契約締結 (注1) の際にアメリカンホーム保険会社に告げられていたとしても、アメリカンホーム保険会社が保険契約を締結 (注1) していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

⑩ 第13条 (告知義務) (4)・(5)

- (4) (2) の規定による解除がこの特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の手術が行われた後になされた場合であっても、普通保険約款第21条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、(2) に規定する告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことに基づかずに行われたこの特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の手術については適用しません。

⑪ 第19条 (重大事由による解除) (2)

- (2) (1) の規定による解除がこの特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の手術が行われた後になされた場合であっても、普通保険約款第21条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、(1) ①～④の事由が生じた時から解除がなされた時までに行われたこの特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の手術に対しては、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。

⑫ 第23条 (保険契約の復活) (4) ①・②

- (4) ① (2) の保険契約の復活を承認する前に、この特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の診断確定を受けたとき。
- ② (2) の保険契約の復活を承認する前に、この特約第2条 (1)・(2) の手術が行われたとき。

⑬ 第25条 (保険料の返還・請求告知義務等の場合) (5)

- (5) (4) の規定により、追加保険料を請求する場合において、アメリカンホーム保険会社の請求に対して、保険契約者がその支払をしなかったときは、アメリカンホーム保険会社は、追加保険料領収前にこの特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の診断確定を受けた身体障害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款・特約に従い、保険金を支払います。

⑭ 第30条 (入院を開始した場合の通知) (1)

- (1) 補償対象者がこの特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の手術を受けた場合は、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、その手術の日からその日を含めて30日以内に、身体障害の内容・その程度等についてアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。この場合において、アメリカンホーム保険会社が書面による通知・説明を求めたときまたは補償対象者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

⑮ 第31条 (保険金の請求) (1)・(2)

- (1) この特約にかかる保険金のアメリカンホーム保険会社に対する保険金請求権は、この特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の手術が終了した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) (適用しません。)

⑯ 第31条 (保険金の請求) (3) ⑥

- (3) ⑥ 手術の内容を証明する補償対象者以外の医師の診断書

⑰ 第31条 (保険金の請求) (7)

- (7) アメリカンホーム保険会社は、身体障害の内容・手術の程度等に応じ、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して、(3) の書類以外の書類・証拠の提出またはアメリカンホーム保険会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、アメリカンホーム保険会社が求めた書類・証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

⑱ 第47条 (保険料不払により保険金を支払わない場合) ①

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料 (注) を領収した時までの期間中にこの特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の診断確定が行われた身体障害

⑲ 第47条 (保険料不払により保険金を支払わない場合) ③

- ③ 補償対象者がこの特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の診断確定を受けた時が、その診断確定を受けた時の保険契約の保険期間の開始時から、その保険契約の保険料 (注) を領収した時までの期間中であつた場合は、その診断確定を受けた身体障害

⑳ 第50条 (継続契約の保険料不払により保険金を支払わない場合)

- 継続前契約の未払込保険料・継続契約の保険料 (注) について、継続契約の保険料 (注) を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込みがなかった場合は、アメリカンホーム保険会社は、次の①～③のいずれかにあてはまる身体障害、その身体障害を原因とする損害・費用に対しては保険金を支払いません。
- ① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料 (注) を領収した時までの期間中にこの特約第2条 (保険金を支払う場合) (1)・(2) の診断確定を受けた身体障害
- ② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料 (注) を領収した時までの期間中に治療を開始した身体障害
- ③ 補償対象者がこの特約第2条 (1)・(2) の診断確定を受けた時が、その診断確定を受けた時の保険契約の保険期間の開始時から、その保険契約の保険料 (注) を領収した時までの期間中であつた場合は、その診断確定を受けた身体障害 (注) 保険料の払込方法が一時払以外の場合は、第1回保険料をいいます。

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第1条 (用語の意味の取り決め) の悪性新生物・上皮内新生物

対象となる悪性新生物・上皮内新生物		
対象となる悪性新生物・上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のいずれかにあてはまるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとしします。		
1. 悪性新生物		
分類項目	基本分類コード	支払要件
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14	病理組織学的所見(生検・剖検)に基づき診断確定されたものに限ります。ただし、病理組織学的所見(生検・剖検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
消化器の悪性新生物	C15-C26	
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39	
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41	
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44	
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49	
乳房の悪性新生物	C50	
女性性器の悪性新生物	C51-C58	
男性性器の悪性新生物	C60-C63	
尿路の悪性新生物	C64-C68	
眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69-C72	
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75	
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80	
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96	
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97	

(注) 悪性新生物には、上皮内新生物 (基本分類コードD00-D07およびD09) を含みません。

2. 上皮内新生物

分類項目	基本分類コード	支払要件
上皮内新生物	D00-D07, D09	病理組織学的所見(生検・剖検)に基づき初めて診断確定された場合

(注) 上皮内新生物とは、1987年国際対がん連合 (UICC) により発行された、「TNM悪性腫瘍の分類 改訂第4版」で、病期分類が0期の上皮内癌を含みます。従って、大腸粘膜内癌等は、上皮内新生物として取り扱います。

別表2 第2条 (保険金を支払う場合) (1)・第3条 (保険期間と支払責任の関係) (1) の手術

手術	手術保険金額に対する倍率		
	A	B	C
§ 悪性新生物の手術	<ul style="list-style-type: none"> ▷悪性新生物根治放射線照射 (悪性新生物の治療を目的とした5,000ラド以上の照射で、施術の開始日からその日を含めて60日間ごとに1回の給付を限度とする。) ▷悪性新生物温熱療法 (施術の開始日からその日を含めて60日間ごとに1回の給付を限度とする。) ▷ファイバースコープまたは血管・バスケットカテテルによる悪性新生物手術 (検査・処置は含まない。施術の開始日からその日を含めて60日間ごとに1回の給付を限度とする。) 	▷その他の悪性新生物手術 (ファイバースコープまたは血管・バスケットカテテルによる手術は除く。)	▷悪性新生物根治手術 (ファイバースコープまたは血管・バスケットカテテルによる手術は除く。)
§ 上皮内新生物の手術	▷ファイバースコープによる上皮内新生物手術 (検査・処置は含まない。施術の開始日からその日を含めて60日間ごとに1回の給付を限度とする。)	▷その他の上皮内新生物手術 (ファイバースコープによる手術は除く。)	▷上皮内新生物の開胸術、開腹術

主として補償に
関する特約

11. 抗がん剤等治療保険金支払特約

この特約の趣旨

この特約は、補償対象者がガンの治療のために所定の期間中に抗がん剤治療を受けた場合に、抗がん剤等治療保険金を支払うことを主な内容としています。

第1条（用語の意味の取り決め）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
ガン	別表の悪性新生物・上皮内新生物をいい、別表に定める支払要件を満たすものに限りま
ガン発病	補償対象者以外の医師の診断によるガン発病をいいます。
抗がん剤治療	点滴、注射、経口薬の服用または座薬の投薬等により、補償対象者以外の医師が抗がん剤等を補償対象者に与える治療をいいます。
抗がん剤等	次のア・イのすべての要件を満たすものをいいます。 ア. 主務官庁が健康保険法（大正11年法律第70号）に基づき定める「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成16年3月5日厚生労働省告示第85号）に記載されていること イ. 第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定するガンの細胞を破壊またはその細胞の増殖を抑制する目的として治療に使用する医薬品であること
支払対象期間	ガン発病の日からその日を含めてこの保険契約（注1）の終了日（注2）までの期間をいいます。 （注1）継続契約がある場合は継続契約をいいます。 （注2）保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
身体障害	普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の身体障害をいいます。
保険金	抗がん剤等治療保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）アメリカンホーム保険会社は、補償対象者がこうむった身体障害がガンであって、その治療のために、日本国内で抗がん剤治療を受けた場合には、この特約・普通保険約款の規定に従い、次の算式によって算出した額を、保険金として補償対象者に支払います。

$$\text{抗がん剤等治療保険金日額（注）} \times \text{抗がん剤治療の日数} = \text{抗がん剤等治療保険金の額}$$

（注）保険証券に書かれている抗がん剤等治療保険金日額をいいます。

（2）（1）の保険金を支払う日数は、それぞれ次の①・②の日数を限度とします。

① 抗がん剤治療期間（注）1期間においては、30日

② 支払対象期間においては、120日

（注）第3条（抗がん剤治療期間）に規定する期間をいいます。

（3）（1）のガンとは、補償対象者以外の医師（注1）により病理組織学的所見（注2）に基づき診断確定されたものをいいます。ただし、別表の悪性新生物の場合に限り、病理組織学的所見（注2）が得られないときには、他の所見による診断確定も認めることがあります。

（注1）歯科医師を含みません。

（注2）生検・剖検をいいます。

（4）（1）の規定に関わらず、保険期間終了後に開始した支払対象期間における抗がん剤治療に対しては、保険金を支払いません。

（5）この特約が付帯された普通保険約款に補償対象者の範囲を定める他の特約が付帯されている場合には、（4）の規定はその特約に定める補償対象者ごとに適用します。

（6）この保険契約が継続契約である場合において、補償対象者が身体障害をこうむった時が、この保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、身体障害をこうむった時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

第3条（抗がん剤治療期間）

（1）補償対象者がガンの治療のための入院をする場合で、抗がん剤治療を受けるときは、次の①～③の規定により、抗がん剤治療期間を定めます。ただし、その抗がん剤治療期間中に補償対象者が抗がん剤治療を受けなかった場合は、その抗がん剤治療期間は無効とします。

① 抗がん剤治療期間は、第2条（保険金を支払う場合）に規定するガン発病の後、ガンの治療のための入院を開始する日の前日から、その日を含めて180日前の日に開始するものとします。

② 抗がん剤治療期間は、その抗がん剤治療期間中における、ガンの治療のための継続した1回の入院を終了した日からその日を含めて180日を経過した日に終了します。

③ ②の規定にかかわらず、抗がん剤治療期間は、この保険契約（注）が終了した時に終了するものとします。

（注）継続契約がある場合は継続契約をいいます。ただし、その抗がん剤治療期間の開始した時を含む保険契約の次の継続契約に限りま

（2）（1）の規定にかかわらず、支払対象期間に抗がん剤治療期間が複数ある場合は、次の①・②の規定により、抗がん剤治療期間を定めます。

① 先に発生した抗がん剤治療期間におけるガンの治療のための入院を終了した日または最後の抗がん剤治療の日のいずれか遅い日から、その日を含めて180日を経過する日までに、その次に発生した抗がん剤治療期間における最初の抗がん剤治療またはガンの治療のための入院を開始した場合には、抗がん剤治療期間が継続しているものとみなします。

② 2回目以後の抗がん剤治療期間は、直前の抗がん剤治療期間における最後の抗がん剤治療を受けた日・ガンの治療のための入院が終了した日のいずれか遅い日以後に、その日を含めて180日を経過する日まで抗がん剤治療を受けず、かつ、ガンの治療のための入院をしない期間を経過した場合に、次のア～ウのいずれか早い時を含む日に開始するものとします。

ア. ガンの治療のための入院を開始した時

イ. ガンの治療のための入院を開始する前日からその日を含めて180日前の日

ウ. ガンの治療のための入院を開始する前日からその日を含めて180日前の日までの期間で抗がん剤治療を受けた時

（3）ガンの治療のための入院については、補償対象者が転入院・再入院した場合であっても、継続した1回の入院とみなします。ただし、その転入院・再入院が保険期間（注）中に開始した場合に限りま

（注）この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みま

（4）（3）の規定にかかわらず、ガンの治療のために入院した場合で、その入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以後に再びガンの治療のための入院をしたときは、後の入院は前の入院とは異なった入院とみなします。

第4条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が支払対象期間における抗がん剤治療期間中に抗がん剤治療を受けた場合に限り、保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初度契約である場合において、ガン発病の時が保険期間の初日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。
- (3) (1)・(2)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、ガン発病の時がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の初日からその日を含めてその保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。
- (4) (2)・(3)の規定にかかわらず、保険期間の開始時（注）より前にこうむった身体障害を直接の原因として、保険期間の開始日からその日を含めて2年を経過した後に開始した支払対象期間における抗がん剤治療は、保険期間の初日（注）からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より後にこうむったガンによる抗がん剤治療とみなします。
- （注）この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた最初の保険期間の開始時をいいます。
- (5) (2)・(3)の規定にかかわらず、保険期間の開始時（注1）より前に発病した病気を直接の原因として保険期間の初日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日午前0時より後にガンを発病し、第2条（保険金を支払う場合）に定める保険金の支払事由にあてはまった場合は、次の①・②のとおりとします。
- ① 保険契約締結（注2）の際に、アメリカンホーム保険会社が、告知等により知っていたその病気に関する本当のことをもとに承諾した場合には、その承諾した範囲内で保険金を支払います。ただし、本当のことが告知されなかったことにより、その病気に関する本当のことをアメリカンホーム保険会社が正確に知ることができなかった場合は、保険金を支払いません。
- ② その病気について、この保険契約の保険期間の開始時より前に、補償対象者が補償対象者以外の医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、保険金を支払います。ただし、その病気による症状について保険契約者・補償対象者の少なくともどちらかが認識または自覚していた場合は、保険金を支払いません。
- （注1）この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた最初の保険期間の開始時をいいます。
- （注2）保険契約の復活・保険契約の条件の変更を含みます。
- (6) この保険契約に家族特約が付帯されている場合には、家族特約第4条（補償対象者の追加・変更）(2)の規定により補償対象者の資格を取得した家族特約第2条（補償対象者の範囲）(1)①・②の補償対象者については、(2)～(5)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初度契約である場合において、ガン発病の時が補償対象者の資格を取得した日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。
- (3) (1)・(2)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、ガン発病の時がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の補償対象者の資格を取得した日からその日を含めてその保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。
- (4) (2)・(3)の規定にかかわらず、補償対象者の資格を取得する前にこうむった身体障害を直接の原因として、補償対象者の資格を取得したからその日を含めて2年を経過した後に開始した支払対象期間における抗がん剤治療は、補償対象者の資格を取得した日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より後にこうむったガンによる抗がん剤治療とみなします。
- (5) (2)・(3)の規定にかかわらず、補償対象者の資格を取得する前に発病した病気を直接の原因として補償対象者の資格を取得した日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日午前0時より後にガンを発病し、第2条（保険金を支払う場合）に定める保険金の支払事由にあてはまった場合は、次の①・②のとおりとします。
- ① 補償対象者の資格取得の際に、アメリカンホーム保険会社が、告知等により知っていたその病気に関する本当のことをもとに承諾した場合には、その承諾した範囲内で保険金を支払います。ただし、本当のことが告知されなかったことにより、その病気に関する本当のことをアメリカンホーム保険会社が正確に知ることができなかった場合は、保険金を支払いません。
- ② その病気について、補償対象者の資格を取得した日より前に補償対象者が補償対象者以外の医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、保険金を支払います。ただし、その病気による症状について保険契約者・補償対象者の少なくともどちらかが認識または自覚していた場合は、保険金を支払いません。

第5条（特約の無効）

- (1) 補償対象者が保険期間（注）の初日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前にガンを発病していた場合は、保険契約者・補償対象者がそのことを知っていたか、知らなかったかにかかわらずこの特約は無効とします。
- （注）この保険契約が初度契約である場合にはその保険期間、この保険契約が継続契約である場合にはこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間をいいます。
- (2) (1)のほか、この特約の復活時より前に補償対象者がガンを発病していた場合は、保険契約者・補償対象者がそのことを知っていたか、知らなかったかにかかわらずこの特約の復活自体を無効とします。

第6条（保険料の返還－特約の無効の場合）

- (1) 第5条（特約の無効）(1)の場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険料を次の①～③のように取り扱います。
- ① 保険契約締結以前に補償対象者がガンを発病していたことを保険契約者・補償対象者のどちらも知らなかった場合には、保険料を保険契約者に返還します。
- ② 保険契約締結以前に補償対象者がガンを発病していたこ

とを保険契約者・補償対象者のうち少なくともどちらかが知っていた場合は、保険料は返還しません。

- ③ 保険契約締結後、保険期間の初日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前に補償対象者がガンを発病した場合は、保険料を保険契約者に返還します。
- (2) 第5条(特約の無効)(2)の場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険料を次の①・②のように取り扱います。
 - ① 保険契約の復活時より前に補償対象者が第2条(保険金を支払う場合)(1)のガンを発病していたことを保険契約者・補償対象者のどちらも知らなかった場合には、アメリカンホーム保険会社は、普通保険約款第22条(第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除)(2)の規定による解除後に払い込まれた保険料を保険契約者に返還します。
 - ② 保険契約の復活時より前に補償対象者が第2条(保険金を支払う場合)(1)のガンを発病していたことを保険契約者・補償対象者のうち少なくともどちらかが知っていた場合には、保険料を返還しません。

第7条(特約の継続)

継続契約におけるこの特約には、保険期間満了時におけるこの特約の規定および保険料率が適用されます。ただし、アメリカンホーム保険会社が、保険期間満了時にこの特約を取り扱っていない場合には、アメリカンホーム保険会社の定める他の特約を継続契約に付帯することがあります。

第8条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条(用語・記号の意味の取り決め)の規定中「保険金」の意味

(適用しません。)

- ② 第3条(保険金を支払わない場合)(5)

(5) アメリカンホーム保険会社は、美容上の処置のみを目的とするこの特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の抗がん剤治療に対しては保険金を支払いません。ただし、これらの原因が身体障害による場合には、保険金を支払います。

- ③ 第5条(身体障害の程度の決定)(1)

(1) 保険金支払の対象とならない身体障害(注)の影響によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が悪くなった場合は、アメリカンホーム保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(注) 普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合)・普通保険約款第7条(保険責任の始め・終り)

(3)～(5)・この特約第4条(保険期間と支払責任の関係)(2)～(4)のいずれかにあてはまる身体障害をいいます。

- ④ 第7条(保険責任の始め・終り)(4)・(5)

(4) 保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、この保険契約の保険期間の開始時から、一時払保険料・第1回保険料を領収した時までの期間中に開始したこの特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の抗がん剤治療については、保険金を支払いません。

(5) 保険期間が始まった後でも、補償対象者がガンを発病した時が、そのガンを発病した時の医療総合保険契約の保険期間の開始時から、その医療総合保険契約の一時払保険料・第1回保険料を領収した時までの期間中であった場合は、アメリカンホーム保険会社は、その発病したガンによってその医療総合保険契約の継続契約の保険期間中に開始したこの特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の抗がん剤治療については、保険金を支払いません。

- ⑤ 第8条(保険期間と支払責任の関係)

(適用しません。)

- ⑥ 第9条(保険料の払込み)(2)

(2) アメリカンホーム保険会社が保険金を支払う場合において、この特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の抗がん剤治療を開始した日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払込保険料があるときは、アメリカンホーム保険会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当することができるものとします。

- ⑦ 第12条(契約年齢・性別の誤りの処置)(3)②

(3)② 追加保険料の領収前に、この特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の抗がん剤治療を開始した場合

- ⑧ 第13条(告知義務)(4)

(4)(2)の規定による解除がこの特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の抗がん剤治療を開始した後になされた場合であっても、普通保険約款第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。

- ⑨ 第19条(重大事由による解除)(2)

(2)(1)の規定による解除がこの特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の抗がん剤治療を開始した後になされた場合であっても、普通保険約款第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①～④の事由が生じた時から解除がなされた時まで開始した抗がん剤治療に対しては、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。

- ⑩ 第23条(保険契約の復活)(4)②

(4)② (2)の保険契約の復活を承認する前に、この特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の抗がん剤治療を開始したとき。

⑪ 第30条（入院を開始した場合の通知）（1）

（1）補償対象者がこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の抗がん剤治療期間を開始した場合は、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、補償対象者が抗がん剤治療期間を開始した日からその日を含めて30日以内に、身体障害の内容・その程度等についてアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。この場合において、アメリカンホーム保険会社が書面による通知・説明を求めたときまたは補償対象者の診断書・死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

⑫ 第31条（保険金の請求）（1）・（2）

（1）この特約にかかる保険金のアメリカンホーム保険会社に対する保険金請求権は、この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の抗がん剤治療を終了した時、第2条（1）の保険金が支払われる日数が抗がん剤治療期間1期間において30日に達した時、第2条（1）の保険金が支払われる日数が支払対象期間において120日に達した時または第2条（1）の抗がん剤治療について抗がん剤治療期間が経過した時のうちいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2）この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の抗がん剤治療期間が1か月以上継続する場合には、補償対象者・保険金を受け取るべき者は、アメリカンホーム保険会社に対し保険金の内払を請求することができます。

⑬ 第31条（保険金の請求）（7）

（7）アメリカンホーム保険会社は、身体障害の内容・その程度等に応じ、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して、（3）の書類以外の書類・証拠の提出またはアメリカンホーム保険会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、アメリカンホーム保険会社が求めた書類・証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第1条（用語の意味の取り決め）の悪性新生物・上皮内新生物

対象となる悪性新生物・上皮内新生物

対象となる悪性新生物・上皮内新生物は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のいずれかにあてはまるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

1. 悪性新生物

分類項目	基本分類コード	支払要件
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14	病理組織学的所見（生検・剖検）に基づき初めて診断確定されたものに限り、ただし、病理組織学的所見（生検・剖検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
消化器の悪性新生物	C15-C26	
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39	
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41	
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44	
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49	
乳房の悪性新生物	C50	
女性性器の悪性新生物	C51-C58	
男性性器の悪性新生物	C60-C63	
尿路の悪性新生物	C64-C68	
眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69-C72	
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75	
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80	
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96	
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97	

（注）悪性新生物には、上皮内新生物（基本分類コードD00-D07およびD09）を含みません。

2. 上皮内新生物

分類項目	基本分類コード	支払要件
上皮内新生物	D00-D07、D09	次の①・②のどちらも満たす場合に限り、 ① 病理組織学的所見（生検・剖検）に基づき初めて診断確定された場合 ② 上皮内新生物の治療を直接の目的として開始した入院中に、所定の手術を受けた場合

（注1） 上皮内新生物とは、1987年国際対がん連合（UICC）により発行された、「TNM悪性腫瘍の分類 改訂第4版」で、病期分類が0期の上皮内癌を含みます。従って、大腸粘膜内癌等は、上皮内新生物として取り扱います。

（注2） 上皮内新生物の「所定の手術」とは、次の①～③のいずれかの手術をいいます。

- ① 上皮内新生物の開胸術、開腹術
- ② ファイバースコープによる上皮内新生物手術（検査・処置は含まない。）
- ③ その他の上皮内新生物手術（ファイバースコープによる手術は除く。）

主として補償に
関する特約

12. 家族特約

第1条 (用語の意味の取り決め)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
家族	本人のほか、第2条(補償対象者の範囲)(1)①・②のどちらかにあてはまる者をいいます。
本人	保険証券の本人欄に書かれている補償対象者をいいます。

第2条 (補償対象者の範囲)

(1) アメリカンホーム保険会社は、この特約により、普通保険約款・普通保険約款に付帯された他の特約における補償対象者は、本人のほか、保険契約締結時(注1)における次の①・②のどちらかにあてはまる者として、ただし、保険契約締結の際、告知事項に基づき補償対象者となることができない者がいる場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険契約者の同意を得てこの特約の補償対象者の範囲から除外することができます。

- ① 本人の配偶者
 - ② 本人または配偶者と生計を共にする子(注2)
(注1) この特約が保険期間の途中で付帯された場合は、その付帯時をいいます。
(注2) 保険契約締結時(注1)において、生後15日以上満22歳未満の者に限ります。
- (2) 保険契約締結の後、新たに出生した子については、出生日からその日を含めて14日を経過した日の翌日以後、(1)②の子にあてはまるものとします。
- (3) 保険契約締結の後、子が満22歳になった場合は、満22歳の誕生日の翌日から補償対象者の範囲から外れるものとします。
- (4) (1)～(3)の本人と本人以外の補償対象者との続柄は、保険金支払事由が発生した時におけるものをいいます。

第3条 (補償対象者に適用される保険金額)

(1) 第2条(補償対象者の範囲)(1)①・②に定める補償対象者に適用される普通保険約款・他の特約の保険金額(注)は、次の算式によって算出された額とします。

$$\text{保険証券に書かれている本人の保険金額(注)} \times \text{下表の割合} = \text{第2条(1)①・②に定める補償対象者の保険金額(注)}$$

補償対象者	割合
第2条(1)①に定める補償対象者	(保険証券に書かれているとおり)
第2条(1)②に定める補償対象者	(保険証券に書かれているとおり)

(注) 一時金額・給付金額等の名称の別は問いません。

(2) (1)の規定にかかわらず、下欄に書かれているその保険金額(注)については、補償対象者ごとに保険証券に書かれている保険金額(注)を適用します。

補償対象者	保険金額(注)の種類
第2条(補償対象者の範囲)(1)①に定める補償対象者	普通保険約款・この保険契約に付帯されている特約のうち、家族の補償範囲に関する特約(家族特約用)に書かれていない特約すべての保険金額(注)
第2条(1)②に定める補償対象者	普通保険約款・この保険契約に付帯されている特約のうち、家族の補償範囲に関する特約(家族特約用)に書かれていない特約すべての保険金額(注)

(注) 一時金額・給付金額等の名称の別は問いません。

第4条 (補償対象者の追加・変更)

- (1) 保険契約締結の後、新たに第2条(補償対象者の範囲)(1)①・②の補償対象者にあてはまることとなった者がある場合には、保険契約者または本人は、書面をもってそのことをアメリカンホーム保険会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、第2条(2)にあてはまる子については、この(1)を適用しません。
- (2) (1)の場合において、アメリカンホーム保険会社が新たにこの保険契約に対する告知を求め、アメリカンホーム保険会社が承認したときに限り、この特約の補償対象者の資格を取得したものとします。

第5条 (補償対象者の削除)

- (1) 保険契約締結の後、補償対象者が次の①～③のいずれかの事由にあてはまった場合には、保険契約者または補償対象者は、遅滞なく、そのことをアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。
- ① 本人が死亡した場合
 - ② 第2条(補償対象者の範囲)(1)①にあてはまる配偶者がいなくなった場合
 - ③ 第2条(1)②にあてはまる子がいなくなった場合
- (2) (1)の規定による通知があった場合には、アメリカンホーム保険会社は、それぞれ次のとおり取り扱います。ただし、(1)①または②の事由にあてはまることを示す書類を保険契約者が提出した場合には、あてはまった時に遡ってそれぞれ次のとおり取り扱います。
- ① 本人が死亡した場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険料を返還しません。
 - ② 第2条(補償対象者の範囲)(1)①にあてはまる配偶者がいなくなった場合には、その理由によりア・イのとおり取り扱います。
ア. 死亡したことによる場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険料を返還しません。
イ. ア以外の理由による場合には、アメリカンホーム保険会社は、普通保険約款第28条(保険料の返還-解除の場合)(6)～(8)の規定を準用してその配偶者についての保険料を返還します。
 - ③ (1)③の場合には、ア～ウのとおり取り扱います。
ア. 死亡による場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険料を返還しません。
イ. 親族関係の終了による場合には、アメリカンホーム保険会社は、普通保険約款第28条(保険料の返還-解除の場合)(6)～(8)の規定を準用してその補償対象者についての保険料を返還します。
ウ. ア・イ以外の理由による場合には、アメリカンホーム保険会社は、普通保険約款第28条(保険料の返還-解除の場合)(1)の規定を準用してその補償対象者についての保険料を返還します。

第6条 (本人である補償対象者による保険契約の解除請求の特則)

- (1) 本人から普通保険約款第20条(補償対象者による保険契約の解除請求)(2)の規定による解除請求があった場合、または本人により普通保険約款第20条(3)に規定する解除が行われた場合には、保険契約者は次の①・②のどちらかのことを行わなければなりません。
- ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
 - ② この保険契約(注)を解除すること。
(注) その家族にかかる部分に限ります。
- (2) 普通保険約款第20条(補償対象者による保険契約の解除請求)(3)の規定により本人が解除を行った場合でも、(1)の手続が行われるまでの間、第2条(補償対象者の範囲)の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。

第7条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条(用語・記号の意味の取り決め)の規定中「保険

金額」の意味

(適用しません。)

② 第11条 (契約年齢の計算)

この保険契約の契約年齢は、保険期間の開始時における本人の満年齢で計算します。

③ 第12条 (契約年齢・性別の誤りの処置) (1)・(2)

(1) 保険契約申込書・引受承諾書・保険証券に書かれている本人の契約年齢に誤りがあった場合には、次の方法で処置します。

① 実際の契約年齢がアメリカンホーム保険会社の定める契約年齢の範囲外であった場合には、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料の全額を保険契約者に返還します。

② 実際の契約年齢がアメリカンホーム保険会社の定める契約年齢の範囲内であった場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還・請求します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以後到来する払込期日の保険料を変更します。

(2) 保険契約申込書・引受承諾書・保険証券に書かれている本人の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険契約を締結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料が正しい性別に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還・請求します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以後到来する払込期日の保険料を変更します。

④ 第16条 (保険契約の失効)

(1) 保険契約締結の後、補償対象者が死亡し、この特約第2条 (補償対象者の範囲) に規定する補償対象者がいなくなった場合には、保険契約は失効します。

(2) 補償対象者が死亡し、この特約第2条 (補償対象者の範囲) に規定する補償対象者がいなくなった場合には、保険契約者は、遅滞なく、そのことをアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。

⑤ 第19条 (重大事由による解除) (2) (3)

(2) アメリカンホーム保険会社は、次の①～④のいずれかにあてはまる事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約 (注) を解除することができます。

① 本人が、(1) ③ア～ウ・オのいずれかにあてはまること。

② 本人以外の補償対象者が、(1) ③ア～ウ・オのいずれかにあてはまること。

③ 補償対象者に生じたケガ、病気その他の身体障害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③ア～オのいずれかにあてはまること。

(注) ①・③の事由がある場合には、その家族に係る部分に限り、②の事由がある場合には、その補償対象者に係る部分に限ります。

(3) (1)・(2)の規定による解除がケガ、病気その他の身体障害 (注1) の発生した後になされた場合であっても、第21条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、(1) ①～⑤の事由または (2) ①～③の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生したケガ、病気その他の身体障害 (注1) に対しては、アメリカンホーム保険会社は、保険金 (注2) を支払いません。この場合において、既に保険金 (注2) を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。

(注1) (2) ①の規定による解除がなされた場合には、その家族に生じたケガ、病気その他の身体障害をいい、(2) ②～③の規定による解除がなされた場合には、その補償対象者に生じたケガ、病気その他の身体障害をいいます。

(注2) (2) ③の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③ア～オのいずれかにあてはまる者の受け取るべき金額に限ります。

⑥ 第49条 (保険契約の継続) (2)

(2) 本人の契約年齢が進行することにより、その補償対象者に適用する保険料が変更となる場合には、(1)の規定にかかわらず、適用する保険料を変更するものとします。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

13. 夫婦特約 (家族特約用)

第1条 (補償対象者の範囲)

アメリカンホーム保険会社は、この特約により、家族特約第2条 (補償対象者の範囲) (1) に規定する補償対象者のうち、保険証券の本人欄に書かれている者および家族特約第2条 (1) ①に規定された者のみを補償対象者とします。

第2条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

第16条 (保険契約の失効) (1)・(2)

(1) 保険契約締結の後、補償対象者が死亡し、この特約に規定する補償対象者がいなくなった場合には、保険契約は失効します。

(2) 補償対象者が死亡し、この特約に規定する補償対象者がいなくなった場合には、保険契約者は、遅滞なく、そのことをアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

14. 配偶者補償対象外特約 (家族特約用)

第1条 (補償対象者の範囲)

アメリカンホーム保険会社は、この特約により、家族特約第2条 (補償対象者の範囲) (1) に規定する補償対象者のうち、保険証券の本人欄に書かれている者および家族特約第2条 (1) ②に規定された者のみを補償対象者とします。

第2条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

第16条 (保険契約の失効) (1)・(2)

(1) 保険契約締結の後、補償対象者が死亡し、この特約に規定する補償対象者がいなくなった場合には、保険契約は失効します。

(2) 補償対象者が死亡し、この特約に規定する補償対象者がいなくなった場合には、保険契約者は、遅滞なく、そのことをアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

15. 家族の補償範囲に関する特約 (家族特約用)

アメリカンホーム保険会社は、この特約により、家族特約第2条(補償対象者の範囲)(1)①・②に規定する補償対象者について、下欄に書かれている特約を適用しません。

補償対象者	適用しない特約
家族特約第2条(1)①に定める補償対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・「個人賠償責任補償特約」 ・「無事故戻し特約」 ・「無事故戻し特約(Ⅱ型)」 ・「現金盗難被害補償特約」 (この保険契約に上記の各特約が付帯されている場合)
家族特約第2条(1)②に定める補償対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・「個人賠償責任補償特約」 ・「特定疾病診断給付金支払特約」 ・「無事故戻し特約」 ・「無事故戻し特約(Ⅱ型)」 ・「現金盗難被害補償特約」 (この保険契約に上記の各特約が付帯されている場合)

16. 無事故戻し特約

第1条 (無事故戻し金の支払)

- (1) アメリカンホーム保険会社は、この特約により、保険期間が満了した場合において、保険料全額の払込みが完了しているときで、その保険期間中にアメリカンホーム保険会社が保険金(注1)を支払うべき身体障害の発生がなかったとき(注2)は、保険証券に書かれている無事故戻し金額の全額を無事故戻し金として保険契約者に支払います。
(注1) 普通保険約款第4条(入院保険金の支払)の入院保険金をいいます。なお、この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯されている場合は、本人の入院保険金をいいます。
(注2) その保険金の請求がなかったときを含みます。
- (2) (1)の無事故戻し金の支払は、保険契約者からの申出により、保険期間が満了した日の翌日から起算して30日以内に行います。
- (3) (1)の無事故戻し金の支払は、アメリカンホーム保険会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。
- (4) アメリカンホーム保険会社が無事故戻し金を支払った後にアメリカンホーム保険会社が支払うべき保険金(注)の請求があった場合には、保険契約者は、アメリカンホーム保険会社の定めるところにより、すでに受領した無事故戻し金の一部または全部をアメリカンホーム保険会社に返還しなければなりません。
(注) 普通保険約款第4条(入院保険金の支払)の入院保険金をいいます。なお、この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯されている場合は、本人の入院保険金をいいます。
- (5) (1)の無事故戻し金の請求権は、保険期間満了日の翌日から起算して3年を経過したときに消滅します。

第2条 (返還保険料の不精算)

アメリカンホーム保険会社は、保険料払込期間(注)中に保険契約が解除された場合であっても、普通保険約款第28条(保険料の返還-解除の場合)(2)・(4)~(6)の規定にかかわらず、無事故戻し特約保険料は返還しません。
(注) 将来到来する払込期日において未払込保険料がある期間をいいます。

第3条 (特約の削除)

この特約は保険期間の途中で削除することはできません。ただし、この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯されている場合で本人が死亡した場合は、この特約は失効します。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

17. 無事故戻し特約(Ⅱ型)

第1条 (無事故戻し金の支払)

- (1) アメリカンホーム保険会社は、この特約により、保険期間が満了した場合において、保険料全額の払込みが完了しているときで、その保険期間中にアメリカンホーム保険会社が保険金(注1)を支払うべき身体障害の発生がなかったとき(注2)は、保険証券に書かれている無事故戻し金額の全額を無事故戻し金として保険契約者に支払います。
(注1) 普通保険約款第4条(入院保険金の支払)の入院保険金をいいます。なお、この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯されている場合は、本人の入院保険金をいいます。
(注2) その保険金の請求がなかったときを含みます。
- (2) (1)の無事故戻し金の支払は、保険契約者からの申出により、保険期間が満了した日の翌日から起算して30日以内に行います。
- (3) (1)の無事故戻し金の支払は、アメリカンホーム保険会社があらかじめ承認をした場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。
- (4) アメリカンホーム保険会社が無事故戻し金を支払った後にアメリカンホーム保険会社が支払うべき保険金(注)の請求があった場合には、保険契約者は、アメリカンホーム保険会社の定めるところにより、すでに受領した無事故戻し金の一部または全部をアメリカンホーム保険会社に返還しなければなりません。
(注) 普通保険約款第4条(入院保険金の支払)の入院保険金をいいます。なお、この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯されている場合は、本人の入院保険金をいいます。
- (5) (1)の無事故戻し金の請求権は、保険期間満了日の翌日から起算して3年を経過したときに消滅します。

第2条 (特約の削除)

この特約は保険期間の途中で削除することはできません。ただし、この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯されている場合で本人が死亡した場合は、この特約は失効します。

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

18. 訴訟の提起に関する特約

訴訟の当事者となる保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、日本国以外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合または日本国外に主たる事務所を有する法人・団体である場合には、普通保険約款第42条(訴訟の提起)の規定にかかわらず、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。

19. 死亡保険金受取人に関する特約

- (1) この保険契約における死亡保険金受取人は、アメリカンホーム保険会社が特に認めた場合を除き、普通保険約款に

- 付帯された特約の死亡保険金受取人の変更の規定にかかわらず、補償対象者の法定相続人とします。
- (2) この保険契約における死亡保険金受取人は、アメリカンホーム保険会社が特に認めた場合を除き、その受取人を変更することはできません。

20. 共同保険に関する特約

第1条 (用語の意味の取り決め)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
引受保険会社	保険証券に書かれている保険会社をいいます。
保険の目的物	補償の対象となる物をいいます。

第2条 (独立責任)

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券に書かれているそれぞれの保険金額・引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条 (幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①～⑩の事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領と保険証券の発行・交付
- ② 保険料の収納と受領・返れい
- ③ 保険契約の内容の変更の承認・保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知・通知にかかる書類等の受領とその告知・通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知にかかる書類等の受領とその譲渡の承認・保険金請求権等の上の質権の設定・譲渡・消滅の通知にかかる書類等の受領・その設定、譲渡・消滅の承認
- ⑥ 保険契約にかかる異動承認書の発行・交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の目的物その他の保険契約にかかる事項の調査
- ⑧ 事故発生・損害発生のお知らせにかかる書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査・損害の査定・保険金等の支払・引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①～⑨の事務・業務に付随する事項

第4条 (幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第3条 (幹事保険会社の行う事項) ①～⑩の事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条 (保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

21. 保険料クレジットカード払特約

第1条 (用語の意味の取り決め)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。

用語	意味
クレジット カード	アメリカンホーム保険会社の指定するクレジットカードをいいます。

第2条 (クレジットカードによる保険料支払の承認)

- (1) アメリカンホーム保険会社は、この特約に従い、クレジットカードによって、保険契約者が、この保険契約の保険料(注)を支払うことを承認します。
- (注) 契約内容の変更にもなう追加保険料を含みます。
- (2) (1) にいう保険契約者とは、会員規約等に基づく会員・クレジットカードの使用が認められた者に限りま。

第3条 (保険料領収前に生じた事故・身体障害等の取扱い)

- (1) 保険契約者から、この保険契約の申込時・変更承認請求時に保険料(注1)のクレジットカードによる支払の申出があった場合は、アメリカンホーム保険会社はカード会社へそのクレジットカードの有効性・利用限度額内であること等の確認を行った上で、アメリカンホーム保険会社がクレジットカードによる保険料(注1)の支払を承認した時(注2)以後、この特約が付帯された普通保険約款・これに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故・身体障害等の取扱いに関する規定を適用しません。
- (注1) 契約内容の変更にもなう追加保険料を含みます。
- (注2) 保険期間の開始前に承認した場合は保険期間の開始した時をいいます。
- (2) アメリカンホーム保険会社は、次の①・②のどちらかにあてはまる場合は、(1)の規定は適用しません。
- ① アメリカンホーム保険会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額をすでに支払っている場合は、(1)の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

第4条 (保険料の直接請求・請求保険料支払後の取扱い)

- (1) 第3条 (保険料領収前に生じた事故・身体障害等の取扱い) (2) ①の保険料相当額を領収できない場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険契約者に保険料(注)を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額をすでに支払っているときは、アメリカンホーム保険会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- (注) 契約内容の変更にもなう追加保険料を含みます。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定によりアメリカンホーム保険会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、第3条 (保険料領収前に生じた事故・身体障害等の取扱い) (1)の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が(2)の保険料の支払をしなかった場合は、アメリカンホーム保険会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

第5条 (保険料の返還の特則)

普通保険約款・これに付帯される他の特約の規定により、アメリカンホーム保険会社が保険料を返還する場合は、アメリカンホーム保険会社が、カード会社からの保険料相当額の領収を確認した後に保険料を返還します。ただし、第4条 (保険料の直接請求・請求保険料支払後の取扱い) (2)の規定により保険契約者が保険料を直接アメリカンホーム保険会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額をすでに支払っている場合は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認することなく保険料を返還します。

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された他の特約の規定を準用します。

22. 返還保険料の不精算に関する特約

第1条 (返還保険料の不精算)

アメリカンホーム保険会社は、この特約により、保険料払込期間 (注) 中に保険契約が解除された場合であっても、普通保険約款第28条 (保険料の返還-解除の場合) (2)・(4)～(6)の規定にかかわらず、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

(注) 将来到来する払込期日において未払込保険料がある期間をいいます。

第2条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第28条 (保険料の返還-解除の場合) (1)

(1) 普通保険約款第13条 (告知義務) (2)・普通保険約款第19条 (重大事由による解除) (1)・普通保険約款第25条 (保険料の返還-請求-告知義務等の場合) (2)の規定により、アメリカンホーム保険会社が保険契約を解除した場合には、アメリカンホーム保険会社はこの特約の別表により計算した額を返還します。

② 第28条 (保険料の返還-解除の場合) (3)

(3) 普通保険約款第19条 (重大事由による解除) (2)の規定により、アメリカンホーム保険会社がこの保険契約 (注) を解除した場合には、アメリカンホーム保険会社はこの特約の別表により計算した額を返還します。
(注) その補償対象者にかかる部分に限ります。

③ 第40条 (法令等の改正にともなう支払責任の変更) (5)

(5) (3) ②の規定によりこの保険契約が解除された場合は、アメリカンホーム保険会社は、この特約の別表により計算した額を返還します。

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

別表 返還保険料 (例示表)

第2条 (普通保険約款の読み替え) の場合

(注1) この表は、普通保険約款第28条 (保険料の返還-解除の場合) (1) (3)・第40条 (法令等の改正にともなう支払責任の変更) (5) に基づく保険契約の解除に適用されるものです。その他の解除の場合には、すでに払い込まれた保険料は返還しません。
(注2) この表は、保険期間が10年の場合の返還保険料を例示しております。また、将来において保険契約を更改したり、補償を追加した場合には、変更になることがあります。

返還保険料例示表

(男性) (ガン入院保険金日額1,000円あたり)

既経過年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	44	86	109	239	387	692	803	1,109	1,197	1,122
5	99	124	224	395	763	1,122	1,406	1,840	1,933	1,780
7	101	102	231	351	755	988	1,321	1,656	1,712	1,567

(女性) (ガン入院保険金日額1,000円あたり)

既経過年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	66	114	145	219	244	264	323	448	607	749
5	118	185	259	360	393	425	547	749	1,033	1,260
7	118	163	246	321	348	381	509	692	936	1,193

返還保険料例示表 (ガン退院療養一時金特約 (ガンのみ補償特約用) 部分)

(男性) (ガン退院療養一時金額10,000円あたり)

既経過年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	2	12	14	25	41	78	86	107	130	65
5	8	18	28	40	81	126	146	178	216	64
7	10	15	27	36	82	111	133	165	178	64

(女性) (ガン退院療養一時金額10,000円あたり)

既経過年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	10	19	21	26	27	27	30	37	59	59
5	21	30	35	42	42	43	48	61	104	87
7	21	26	33	37	37	38	44	59	91	81

返還保険料例示表 (ガン手術保険金支払特約部分)

(男性) (ガン入院保険金日額1,000円あたり)

既経過年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	13	40	59	101	160	298	333	409	427	191
5	32	67	113	166	318	487	568	667	677	164
7	36	58	111	146	318	429	522	601	556	127

(女性) (ガン入院保険金日額1,000円あたり)

既経過年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	56	80	90	112	108	93	107	137	141	141
5	101	129	154	180	163	144	177	215	220	212
7	94	114	141	158	139	128	166	191	198	176

返還保険料例示表（ガン診断給付金支払特約部分）

（男性）（ガン診断給付金額10,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	9	16	27	41	71	117	198	240	226	249
5	17	30	49	74	134	216	361	402	369	442
7	17	28	47	70	129	207	329	355	338	417

（女性）（ガン診断給付金額10,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	23	34	45	56	68	79	99	124	143	161
5	43	60	80	96	116	134	171	210	241	273
7	41	55	73	88	105	122	154	189	218	247

返還保険料例示表（傷害死亡・後遺障害保険金支払特約部分）

（男性）（傷害死亡・後遺障害保険金額1,000,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	31	31	30	30	30	29	29	29	29	29
5	31	31	30	30	30	29	29	29	29	29
7	31	31	30	30	30	29	29	29	29	29

（女性）（傷害死亡・後遺障害保険金額1,000,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	31	31	30	30	30	29	29	29	29	29
5	31	31	30	30	30	29	29	29	29	29
7	31	31	30	30	30	29	29	29	29	29

返還保険料例示表（個人賠償責任補償特約部分）

（男性）（賠償責任保険金額5,000万円の場合）

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	34	34	33	33	33	32	32	32	32	32
5	34	34	33	33	33	32	32	32	32	32
7	34	34	33	33	33	32	32	32	32	32

（女性）（賠償責任保険金額5,000万円の場合）

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢									
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	34	34	33	33	33	32	32	32	32	32
5	34	34	33	33	33	32	32	32	32	32
7	34	34	33	33	33	32	32	32	32	32

アメリカンホーム医療・損害保険株式会社

AH204-237 2014.10
Ref.328543 10-14 0.5M (D)